

加工原料乳数量認定等事務実施要領

〔平成13年8月10日付け13生畜第2060号
農林水産省生産局長通知〕

改正 平成15年10月1日付け15生畜第2862号

改正 平成26年4月1日付け25生畜第2230号

改正 平成29年3月24日付け28生畜第1176号

改正 平成30年1月11日付け29生畜第810号

改正 平成30年3月31日付け29生畜第1494号

改正 平成30年12月20日付け30生畜第1144号

改正 平成31年3月25日付け30生畜第1466号

改正 令和3年1月4日付け2生畜第1555号

目次

第1	目的	・・・2
第2	対象生乳	・・・2
第3	対象乳業工場	・・・3
1	対象乳業工場の範囲	・・・3
2	一つの乳業工場の範囲	・・・3
3	乳業工場間における生乳の搬出入	・・・4
第4	加工原料乳の数量等の把握	・・・4
1	生乳の流通実態の把握	・・・4
2	乳業者からの報告の徴収	・・・4
3	交付対象事業者からの報告の徴収	・・・12
4	その他の者からの報告の徴収	・・・13
5	報告の内容の検証	・・・13
6	立入検査	・・・14
7	報告書及び立入検査の結果等の取扱い	・・・15
第5	加工原料乳の数量の算出と通知	・・・15
1	地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有している場合	

(広域乳業工場)	・ ・ ・ 16
2 1 以外の乳業工場の場合 (単独乳業工場)	・ ・ ・ 20
3 加工原料乳の数量の通知	・ ・ ・ 21
4 交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量の算出と通知	
(令第 5 条第 4 項)	・ ・ ・ 22
第 6 加工原料乳の数量の認定	・ ・ ・ 22
第 7 生乳の用途別処理数量並びに取引数量及び価格の算出と確認	・ ・ ・ 22
1 用途別処理数量の算出	・ ・ ・ 22
2 用途別取引数量等の報告の徴収	・ ・ ・ 26
第 8 その他	・ ・ ・ 27
1 生乳取引契約	・ ・ ・ 27
2 乳業工場の把握	・ ・ ・ 27
3 全国連再委託販売	・ ・ ・ 27
4 端数調整	・ ・ ・ 28
第 9 乳製品原単位表	・ ・ ・ 29

第1 目的

この要領は、畜産経営の安定に関する法律（昭和 3 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項並びに畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和 3 6 年政令第 3 8 7 号。以下「令」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に基づいて都道府県知事が行う加工原料乳の数量の認定並びに都道府県知事が行う用途に応じた区分ごとの生乳の処理数量、取引数量及び取引価格の確認（以下「数量認定等」という。）の事務の実施の方法を定めるものとする。

第2 対象生乳

数量認定等の事務の対象となる生乳は、加工原料乳（法第 2 条第 2 項に規定する加工原料乳をいう。以下同じ。）及び別表に掲げる乳又は乳製品（以下「乳製品等」という。）の原料となる生乳である。

なお、加工原料乳の数量の認定は、加工原料乳のうちクリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳（凍結したものも含む。以下「液状乳製品」という。）又はナチュラルチーズの原料であ

る生乳を除く生乳（以下「脱脂粉乳・バター等向け生乳」という。）、ナチュラルチーズの原料である生乳（以下「チーズ向け生乳」という。）並びに液状乳製品の原料である生乳（以下「液状乳製品向け生乳」という。）のそれぞれで行うものとする。

第3 対象乳業工場

1 対象乳業工場の範囲

- (1)数量認定等の事務の対象となる乳業工場は、生乳を処理して飲用牛乳とする事業又は乳製品を製造する事業を行う工場である。すなわち特定乳製品（法第5条第1項の特定乳製品をいう。以下同じ。）を製造する工場、調製粉乳等のその他の乳製品を製造する工場、他の工場と一体となって生クリーム（最終乳製品としてのクリームではなく分離した段階のクリーム形態の中間生産物をいう。以下同じ。）、中間生産物としての脱脂乳、部分脱脂乳、濃縮乳及び脱脂濃縮乳（以下「生クリーム等の中間生産物」という。）のみを生産するいわゆる分離工場又は濃縮工場並びに飲用牛乳工場の全てが対象となるものである。
- (2)特定乳製品や乳製品等を製造していない乳業工場も数量認定等の事務の対象とされるのは、現実には特定乳製品や乳製品等を製造しているか否かは報告の徴収等の数量認定等の事務を行って初めて確認されることでもあり、また、当該乳業工場から搬出された生乳が搬出先の他の乳業工場において特定乳製品や乳製品等の製造に使用されたり、特定乳製品や乳製品等を製造している他の乳業工場から当該乳業工場に生乳が搬入される等のことが行われる可能性も常に存在しているため、これらの事情及び生乳の数量等を把握しておくことが数量認定等を行う上で必要であるからである。
- (3)数量認定等の事務の対象となる乳業工場については、名称にとらわれず実質により把握する必要がある。例えば、クーラーステーションと称するものであっても実質的に（1）に述べたところに該当するものは全て対象となり、逆に〇〇乳業工場と称するものであっても、特定乳製品や乳製品等の製造又は生産を行わず、単に生乳の冷却又は貯蔵のみを行っているようなものは、対象とはならない。

2 一つの乳業工場の範囲

都道府県知事は、当該都道府県に所在する全ての乳業工場を対象として報告の徴収及び立入検査等を行って必要な数量等の関係を把握し、これに基づいて令第5条第2項及び第6条の規定により、乳業工場に搬入された生乳についての加工原料乳の数量を算出するとともに、第7に従い用途に応じた区分ごとの生乳の処理数量、取引数量及び取引価格の確認を行うこととなる。そのためには、「一つの乳業工場」として取り扱う乳業工場の範囲が明確になっていることが必要である。通常の乳業工場の場合は、その施設も1か所に集中しており、その範囲もおのずから明らかであると思われるが、施設が何か所にも分散して存在するような場合には、一つの乳業工場として取り扱われるべきものの範囲について疑問を生ずる余地もある。このため、同一の都道府県の区域内に存在する二つ以上の乳業施設が次のアからウまでの要件の全てに合致してい

る場合には、数量認定等の事務上は、これらの乳業施設は一つの乳業工場として取り扱うものとする。

ア 一つ又は二つ以上の乳業施設において生クリーム等の中間生産物を生産し、その大部分を恒常的に特定の中心的乳業施設に送付し、当該中心的乳業施設においてバター等の最終乳製品にしており、製造工程上相互に密接な関連を有していると認められているものであること。

イ 対象事業者との生乳取引契約の締結等の対外関係において、常に一体として、一つの取引単位として取り扱われていること。

ウ 組織上工場管理の1単位として取り扱われており、かつ総括責任者が定められていること。

3 乳業工場間における生乳の搬出入

生乳の乳業工場間における搬出入については、対象事業者との生乳取引契約においてある乳業工場に搬入されることになっている生乳が当該乳業工場の配乳計画に基づき、その附属のクーラーステーション等から他の乳業工場に搬入された場合において、双方の乳業工場において、この搬出又は搬入の関係が、伝票又は帳簿類の記載により明確になっているときは、その生乳は、当該ある乳業工場から当該他の乳業工場へ搬入されたものとして取り扱うものとする。

第4 加工原料乳の数量等の把握

1 生乳の流通実態の把握

都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県に所在する乳業工場の生乳の取引関係、生乳の搬出及び搬入の関係、製造品目及び生産品目、設備能力等について十分調査し、当該都道府県に所在する乳業工場が関係する生乳の流通実態を把握しておくものとする。

2 乳業者からの報告の徴収

(1) 徴収する報告の種類及び内容

ア 加工原料乳数量等報告書

都道府県知事は、毎月8日までに、当該都道府県の区域内に乳業工場を有する乳業者から、当該乳業工場ごとに、前月の生乳搬出入実績総括表、配乳実績総括表及び特定乳製品等製造数量総括表から成る加工原料乳数量等報告書（別記様式第1号）を徴収するものとする。ただし、法第5条第3項に規定する交付対象数量の通知を受けた対象事業者（以下「交付対象事業者」という。）が行った対象事業に係る生乳の搬入を受けず、かつ、他の乳業工場と生乳の搬出入の関係を有しない乳業工場については、生乳搬出入実績総括表等の流通実態等を把握する上で必要な報告書のみを徴収するものとする。

イ 加工原料乳数量等内訳報告書

都道府県知事は、毎月20日までに、加工原料乳数量等報告書の附帯報告書として、生乳搬出入実績日計表、配乳実績日計表、生乳用途別買入数量表及び生乳用途別買入価格表から成る加工原料乳数量等内訳報告書（別記様式第2号）を徴収するものとする。この場合において、乳業者から申出があったときは、生乳搬出入実績日計表及び配乳実績日計表に代えて、生乳受払月報又は日報、配乳月報又は日報、製造月報又は日報等当該乳業工場の生乳の搬出入及び配乳の実績を記録した帳票類であって加工原料乳数量等報告書を作成するための資料となったものを提出させることができるものとする。

ウ その他の報告

都道府県知事は、ア及びイのほか、数量認定等の事務上必要と認める事項について、その都度、乳業者から報告を徴収するものとする。

(2) 報告の徴収に当たって注意すべき事項

乳業者からの報告の徴収に当たって注意すべき事項は、次のとおりである。

(Ⅰ)加工原料乳数量等報告書は、一つの乳業工場ごとに提出を求めることが必要である。この「一つの乳業工場」の範囲については、第3の2に述べたとおりであるが、報告書を作成する乳業者がこれを明確に認識していることが必要であることから、報告の徴収に当たっては、あらかじめ、個々の乳業工場についてその範囲を明確にし、これを乳業者に十分了知させておくことが必要である。

また、令第6条の規定により農林水産大臣が指定した乳業工場（以下「指定乳業工場」という。）に対し、自乳業工場分報告書と併せて、同条の規定により一とみなされた乳業工場（以下「広域乳業工場」という。）に係る附属報告書を提出させることが必要である。

(Ⅱ)報告書の作成は、いずれも伝票、帳簿等に記録された配乳等の実績数値によりなされることが必要であるので、従来必要な帳票類を整備してこなかった乳業工場等については、今後その整備を行うよう指導することが必要である。

(Ⅲ)生乳搬出入実績総括表及び生乳搬出入実績日計表は、当該月に当該乳業工場へ搬入された生乳の数量及び当該乳業工場から他の乳業工場へ搬出された生乳の数量に関する報告であって、搬入生乳数量及び搬出生乳数量を、搬入者又は搬出先工場別及びその搬入又は搬出の性格別に把握するとともに、当該乳業工場において当該月に処理又は加工した生乳の総数量を生乳の搬出入の面から把握するためのものである。この生乳搬出入実績総括表及び生乳搬出入実績日計表の報告については、次の点に注意する必要がある。

ア 搬入者は、生乳取引契約、委託契約、売買契約等の契約関係に基づく取引として当該乳業工場に生乳を供給した交付対象事業者、交付対象事業者以外の対象事業者又は他の乳業者の乳業工場若しくはいわゆる工場間転送として当該乳業工場に生乳を転送した同一乳業者の他の乳業工場をいうのであって、これらの者の指示等に基づ

づいて現実に当該乳業工場に生乳を持ち込んだ者をいうのではない。例えば、ある交付対象事業者と締結された生乳取引契約に基づき、当該交付対象事業者の会員等がある乳業工場に生乳を持ち込んだ場合にあっては、生乳を搬入した者は当該交付対象事業者であって当該会員等ではない。また、ある乳業工場Aを搬入工場としている生乳取引契約を締結し生乳を供給している交付対象事業者が、Aの配乳計画に基づき、Aを経由せずある乳業工場Bに生乳を持ち込んだ場合は、第3の3により、当該生乳はAからBへ搬入されたものとして取り扱われるので、この場合の乳業工場Bに生乳を搬入した者は乳業工場Aであって、当該交付対象事業者ではない。

イ 乳業工場に搬入された生乳の搬入者別の分類として、交付対象事業者により搬入されたもの、交付対象事業者以外の対象事業者により搬入されたもの及び他の乳業工場から搬入されたものの三つに分けて報告させるものとする。この場合において、他の乳業工場から搬入された生乳は地域ブロック（第5に定める「地域ブロック」をいう。以下同じ。）ごとにその個々の搬入者別に搬入数量を報告させるものとし、交付対象事業者以外の対象事業者により搬入された生乳については、一括して報告させるものとする。

この場合において、交付対象事業者以外の者が交付対象事業者からその行う対象事業に係る委託を受けて搬入した生乳は、当該委託をした交付対象事業者により搬入されたものとして取り扱うものとする。

ウ 交付対象事業者により搬入された生乳及び交付対象事業者以外の対象事業者により搬入された生乳については、これを一般搬入分生乳及び製造特定生乳に分類して報告させるものとし、他の乳業工場から搬入された生乳については、これを一般搬入分生乳、製造特定生乳及び乳業者間買入分生乳の三つに分類して報告させるものとする。

エ 製造特定生乳については、乳業者に対する委託による特定乳製品の製造のために乳業工場に生乳が搬入される場合と、交付対象事業者から特定乳製品の製造のために生乳が販売され、乳業工場に搬入される場合がある。製造特定生乳は、契約書、帳簿、伝票類等の記録により、その搬入の時点において特定乳製品の製造のために搬入されたものであることが明らかになっている生乳に限定されるものであり、この点、特に同一乳業者の乳業工場間における特定乳製品の製造受託に関しては、各乳業工場の加工原料乳比率の調整のために事後的に製造特定関係の操作が行われるおそれがあるので、契約書、帳簿、伝票類等も必要に応じて附属書類として提出を求める等の措置により、報告の精度を高めるよう留意する必要がある。

加えて、特に、交付対象事業者から特定乳製品の製造のために生乳が販売される製造特定生乳については、事後的に製造特定関係の操作がなされることのないよう、当該生乳の搬入及び製品の製造過程を通じ、他の生乳と合乳されることがない等、当該生乳の全てが特定乳製品に仕向けられ、当該特定乳製品が製造されたことが確

認できるとともに、特定の生乳から製造された特定乳製品であることが製品等に明記されているものに限るものとする。

また、製造特定生乳において、バター、脱脂粉乳等分離過程を経ることを要する特定乳製品の製造に関しては、その分離にまわされる生乳の全部を特定乳製品に加工する場合にはその全量を製造特定生乳として取り扱うものとし、その分離にまわされる生乳の一部を特定乳製品に加工する場合には加工された特定乳製品を生乳換算したものを製造特定生乳として取り扱うものとする。

さらに、液状乳製品については、中間生産物としての性格を有し得るものであるため、工場出荷段階で液状乳製品であることを確認する必要がある。このため液状乳製品を製造する乳業工場内において、当該液状乳製品を原料として別の乳製品等を製造した場合、原料となった液状乳製品向け生乳に相当する数量は、製造特定生乳ではなく、一般搬入分生乳として扱うものとする。

例えば、ある乳業工場が製造受託によりクリームを製造し、委託元から当該クリームを買い入れ、その後、同一工場内で当該クリームを原料に発酵乳等を製造した場合、発酵乳等の原料となったクリーム向け生乳に相当する数量は、製造特定生乳ではなく、一般搬入分生乳として扱うものとし、一般搬入分生乳から発酵乳等が製造されたこととなる。

これら製造特定生乳から製造された特定乳製品の品目は、生乳搬出入実績総括表の備考欄に記入して報告させるものとする。

オ 生乳搬出入実績総括表及び生乳搬出入実績日計表の報告においては、特定乳製品の製造のために搬入された生乳であって、エの条件に合致するものの数量を製造特定生乳数量として報告させるものとする。

カ 一般搬入分生乳とは、令第5条第2項第1号及び第2号の規定による交付対象事業者別及び他の乳業工場別の加工原料乳の数量の算出並びに用途に応じた区分ごとの生乳の処理数量の算出に当たって案分計算の対象となる生乳である。

交付対象事業者及び交付対象事業者以外の対象事業者により搬入された生乳については、製造特定生乳以外の一切の生乳がこれに当たる。対象事業者から乳業者への生乳の販売として搬入されるものが普通であるが、このほか、特定乳製品以外の乳製品又は飲用牛乳の製造の委託等に係る生乳も一般搬入分生乳として取り扱われることとなる。他の乳業者の乳業工場から搬入された生乳については、製造特定生乳及び売買により搬入された生乳を除いたもの、すなわち、特定乳製品以外の乳製品又は飲用牛乳の製造の委託に係る生乳が一般搬入分生乳として取り扱われることとなる。

同一の乳業者の他の乳業工場から搬入された生乳については、製造特定生乳を除いたもの、すなわち帳簿、伝票類等の記録により明らかに特定乳製品の製造のために搬入されたものと認められる生乳以外の全ての生乳は一般搬入分生乳として取り

扱われる。この場合、同一乳業者の乳業工場の間においても生乳の搬出入を帳簿上売買として整理しているものがあるが、これはあくまで経理事務上の整理に過ぎないことから、これらの整理に係る生乳は加工原料乳数量認定事務上は、全て一般搬入分生乳として取り扱われることとなる。

キ 他の乳業工場へ搬出された生乳については、搬出先の乳業工場別に地域ブロックごとに整理の上、その数量を報告させるものとする。乳業者別ではなく、乳業工場別である点に注意する必要がある。

また、乳業工場から乳業工場への生乳の搬出については第3の3及びアからキまでに述べたのと同様に取り扱うものとする。

(IV) 配乳実績総括表及び配乳実績日計表は、当該月に当該乳業工場において処理又は加工された生乳の数量及びその処理又は加工の内訳に関する報告書であって、これらの提出を要求するのは、当該処理又は加工された生乳についての加工原料乳の数量等を把握し、交付対象事業者ごと及び他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量等を算出するために必要な数量等を把握するためである。この報告においては、生乳の処理又は加工の内訳を配乳の実績に応じて報告させることとしている。配乳実績総括表の附表においては、分離にまわされた生乳が生クリーム及び脱脂乳としてどのように配乳されたかの実績と三元分離器（スタンダーダイザー）により生乳の脂肪率調整のため生乳から脂肪の一部を抽出して生クリームを生産した場合の生クリーム及び部分脱脂乳の配乳の実績を生乳に換算して把握し、配乳実績総括表においてはこれらの生クリーム、脱脂乳及び部分脱脂乳として配乳されたものの配乳実績に生乳で直接配乳されたものの配乳実績を加えて総合的に製造品目別の配乳の実績を把握し、加工原料乳等の数量、一般搬入分加工原料乳比率及び用途別処理比率を算出することとしている。この報告に関しては、次の諸点について注意する必要がある。

ア 生乳の配乳については、脂肪率に関係なく、その数量のみに着目して把握するものとする。

イ 生乳を分離にまわして生クリームと脱脂乳に分離した場合には、生乳は1対1の比率で生クリームと脱脂乳に分離されたものとみなして、生クリーム及び脱脂乳の配乳実績から当該配乳品目別の生乳の配乳数量を算出するものとする。例えば150kgの生乳を分離して生クリーム15kgと脱脂乳135kgとし、この生クリームの5分の4をバターの製造に使用し、他はクリームとして市販し、脱脂乳の3分の1を脱脂粉乳とし、他は加工乳に使用した場合、各品目に配乳された生乳の数量は次のように算出される。

バターに配乳された生乳 $150\text{kg} \times \frac{1}{2} \times \frac{4}{5} = 60\text{kg}$

クリームに配乳された乳量 $150\text{kg} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = 15\text{kg}$

$$\text{脱脂粉乳に配乳された生乳} \quad 150 \text{ kg} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 25 \text{ kg}$$

$$\text{加工乳に配乳された生乳} \quad 150 \text{ kg} \times \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} = 50 \text{ kg}$$

ウ 生クリームの配乳については、生クリームを全て脂肪量に換算して配乳の実績を把握するものとし、脂肪率の異なる生クリームも脂肪量に換算して一種類のものとして配乳の実績を報告するものとする。

エ 生クリームの配乳については、規格乳（畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。第8の1において「規則」という。）第2条の規格に適合する生乳をいう。以下同じ。）の分離により生産された生クリーム、三元分離器による脂肪の抽出により生産された生クリーム、規格乳以外の生乳の分離により生産された生クリーム及び他の乳業工場から搬入された生クリームが混合して配乳されるものと考えられる。このため、特定乳製品及び乳製品等の各品目ごとに配乳された生クリームについては、それぞれの数量の中にこれらの生クリームがそれぞれの相互の比率に応じて含まれるものとみなし、また、規格乳の分離により生産された生クリーム及び三元分離器による脂肪の抽出により生産された生クリームの数量を算出し、これを生乳に換算して加工原料乳の数量等を把握するものとしている。

例えばある乳業工場において、規格乳の分離により生産された生クリームが70 kg、三元分離器による脂肪の抽出により生産された生クリームが10 kg、規格乳以外の生乳の分離により生産された生クリームが10 kg、他の乳業工場から搬入された生クリームが10 kgで合計100 kgの生クリームを、バター製造に80 kg、市販用に20 kgを配乳したとした場合に、バターの製造に向けられた生クリームのうち、規格乳の分離により生産された生クリーム及び三元分離器による脂肪の抽出により生産された生クリームのそれぞれの数量は次のように算出されることとなる。

規格乳の分離により生産された生クリーム：

$$80 \text{ kg} \times \frac{70 \text{ kg}}{70 \text{ kg} + 10 \text{ kg} + 10 \text{ kg} + 10 \text{ kg}} = 56 \text{ kg}$$

三元分離器により生産された生クリーム：

$$80 \text{ kg} \times \frac{10 \text{ kg}}{70 \text{ kg} + 10 \text{ kg} + 10 \text{ kg} + 10 \text{ kg}} = 8 \text{ kg}$$

オ 市乳等向けの生乳の脂肪率調整のため三元分離器により生乳から脂肪の一部を抽出して生クリームを生産し、その生クリームを特定乳製品等の製造に使用したときは、各特定乳製品等の品目ごとにその製造に使用した生クリームの数量を原単位及びイに述べた比率により生乳の数量に換算し、当該換算された生乳の数量を特定乳製品等向けに配乳された生乳の数量として算出し、これと見合う数量の生乳を、配乳実績総括表の部分脱脂乳形態の欄の数量から控除するものとする。

例えば、エに述べた例によれば、当該乳業工場において三元分離器による脂肪の抽出により生産された生クリーム 8 kg が特定乳製品等（この場合はバター）の製造に向けられたのであり、この 8 kg の生クリームを原単位により生乳に換算すると約 80 kg となり、これの 2 分の 1 の約 40 kg がバターに配乳された加工原料乳として把握されることとなる。

この場合、脂肪率調整にまわされた生乳のうち、部分脱脂乳形態となったものの数量は、当該脂肪率調整にまわされた生乳の数量から約 40 kg を控除して得た数量となる。

カ 乳業工場内において一旦特定乳製品が製造され、その後特定乳製品以外の乳製品等の原材料として使用された場合にも、その特定乳製品の製造に使用された生乳は、当該特定乳製品に配乳された生乳として加工原料乳となる点に注意する必要がある。

例えば、ある乳業工場において生乳 100 kg が全粉乳向けに配乳され、これにより製造された全粉乳が当該乳業工場においてアイスクリーム等に使用された場合も、当該 100 kg の生乳は全粉乳向けに配乳された加工原料乳として取り扱うこととなるのである。なお、この場合、当該 100 kg の生乳は、発酵乳等向け生乳としては取り扱わないことにも併せて注意する必要がある。

このような事例のある乳業工場については、特定乳製品等製造数量総括表の備考欄に本項の適用の結果算出された数量であることを明記するように指導するものとする。

キ 乳業工場内において一旦生クリーム等の中間生産物以外の乳製品等が製造され、その後その乳製品等以外の乳製品の原材料として使用された場合にも、その乳製品等の製造に使用された生乳は、カと同様に当該乳製品等に配乳された生乳として確認する一方、当該乳業工場内において一旦生クリーム等の中間生産物が生産され、その後これらの乳製品が別の乳製品の原材料として使用された場合には、当該生クリーム等の中間生産物の生産に使用された生乳は、当該別の乳製品に配乳された生乳として確認することとなる点に注意する必要がある。

例えば、ある乳業工場において生乳 100 kg が分離にまわされ、これにより生産された生クリームが当該乳業工場において加工乳に使用された場合、当該 100 kg の 2 分の 1 の 50 kg の生乳は加工乳向けに配乳された生乳として取り扱うこととなるのである。これは、生クリーム等の中間生産物が他の乳製品を製造するための中間生産物としての性格を有していることに起因するものであり、この結果、クリーム、脱脂乳（無脂肪牛乳）、部分脱脂乳（成分調整牛乳、低脂肪牛乳）、濃縮乳又は脱脂濃縮乳として出荷されるものの原料のみがこれら乳製品の原料である生乳として確認されることとなる。

なお、この場合、第 5 及び第 7 において詳しく述べるとおり、農林水産大臣が定める地域内に一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、当該複数の乳業工

場を一つの計算単位とすることから、広域乳業工場に属する一の乳業工場において生乳100kgが分離にまわされ、これにより生産された生クリームが当該広域乳業工場に属する別の乳業工場に搬入され、当該乳業工場において加工乳に使用された場合、当該100kgの2分の1の50kgの生乳は加工乳向けに配乳された生乳として取り扱うことに特に注意する必要がある。

このような事例のある乳業工場については、特定乳製品等製造数量総括表の備考欄に本項の適用の結果算出された数量であることを明記するよう指導するものとする。

ク 配乳実績上、特定乳製品の品目ごとの配乳数量が把握されると、原則としてその数量のうち、委託等による特定乳製品の製造のために搬入された生乳の数量に相当する数量を製造特定生乳の数量として把握し、残余を一般搬入分加工原料乳の数量として取り扱うものとする。一方、配乳実績上、ある特定乳製品に配乳された数量が、委託等による当該特定乳製品の製造のために搬入された生乳の数量より少ない場合には、配乳実績上、当該特定乳製品に配乳された数量を当該特定乳製品に係る製造特定生乳の数量として取り扱うものとする。

① 分離にまわされる生乳の全量を特定乳製品に加工する委託等の場合

例えば、ある月にある乳業工場に、他の乳業工場から、バター及び脱脂粉乳の製造を委託して100kgの生乳を搬入したことが搬出入の面で把握されるとともに、当該月の当該乳業工場の配乳実績によればバターには150kg、脱脂粉乳には100kgの配乳がなされたことが把握された場合には、バターに係る製造特定生乳は100kgの2分の1の50kgであり、バターに係る一般搬入分加工原料乳は150kgから50kgを控除した残りの100kgであり、脱脂粉乳に係る製造特定生乳は100kgの2分の1の50kgであり、脱脂粉乳に係る一般搬入分加工原料乳は100kgから50kgを控除した残りの50kgである。この場合において、当該乳業工場の配乳実績によれば、バターには30kg、脱脂粉乳には40kgの生乳しか配乳されていなかったときは、バターに係る製造特定生乳は30kgであり、バターに係る一般搬入分加工原料乳は0kgであり、脱脂粉乳に係る製造特定生乳は30kgであり、脱脂粉乳に係る一般搬入分加工原料乳は10kgであり、製造特定生乳として取り扱われるのは30kgと30kgで60kgということとなる。したがって、このような場合には、委託による特定乳製品の製造のために搬入された生乳の数量（この場合は100kg）より、現実に製造特定生乳として取り扱われることとなる数量（この場合は60kg）が少なくなることに注意する必要がある。したがって、生乳搬出入実績総括表の製造特定生乳の数量と配乳実績総括表の製造特定生乳の数量とは一致しない場合もある。

② 分離にまわされる生乳の一部を特定乳製品に加工する委託等の場合

①の事例を適用して述べれば、委託内容がバターのみである場合には、搬入し

た生乳 100 kgのうち 50 kgがバターに係る製造特定生乳となり、配乳実績により把握された数量とのいずれか少ない数量が製造特定生乳の数量となる。また、委託内容がバターには 50 kg、脱脂粉乳には 30 kgの場合には、脱脂粉乳 30 kgに見合うバター 30 kgがまず①により把握され、残りの 20 kgが上記に準じて把握されることとなる。

このため、製造特定生乳については、搬入者ごとの加工原料乳比率の調整のために事後的に製造特定関係の操作が行われるおそれがあるので、当該生乳の受委託等の内容を確認し得る附属書類を添付して報告させるものとする。

ケ ナチュラルチーズの製造過程において生乳はカードとホエイに分離されるが、その仕向けられた全量をチーズ向けに配乳された生乳として算出するものとする。

(V) 特定乳製品等製造数量総括表は、乳業工場における特定乳製品等の製造量に関する報告であり、配乳の実績をその配乳の結果製造された特定乳製品及び乳製品等の数量の面から検証するために必要なものである。このため、配乳数量と特定乳製品及び乳製品等の製造数量との関連について、例えば特殊な製法又は副材料の使用による特別の原単位関係の存在等の特別の事情がある場合には、その旨備考欄に記載させるものとする。

(VI) 生乳用途別買入数量表及び生乳用途別買入価格表は、当該月に、当該乳業工場に搬入された生乳のうち、交付対象事業者の行った対象事業に係るものについての用途別買入数量及びその価格に関して報告するものであり、交付対象事業者からの用途別販売数量及びその価格を検証するために必要である。

3 交付対象事業者からの報告の徴収

(1) 生乳販売事業等報告書の徴収

都道府県知事は、知事対象事業者（令第 16 条第 2 項の表の「知事対象事業者」をいう。以下同じ。）から、毎月 8 日までに、前月に係る当該知事対象事業者の

ア 搬入先別搬入生乳数量

イ 農家還元脱脂乳取扱数量

等について生乳販売事業等報告書（別記様式第 3 号）を提出させるものとし、附属書類として生乳生産者団体からの農家還元脱脂乳の購買申込書の写しを添付させるものとする。ただし、第 3 号対象事業者（法第 2 条第 4 項第 3 号の「第 3 号対象事業」を行う者をいう。以下同じ。）が、別記様式第 1 号と別記様式第 3 号が同一の内容である旨を都道府県知事に対して報告する場合には、当該第 3 号対象事業者による提出を省略させることができる。

(2) 生乳用途別販売数量等報告書

都道府県知事は、毎月 20 日までに、知事対象事業者から、前月に係る当該知事対象事業者の生乳用途別販売数量及び生乳用途別販売価格について、生乳用途別販売数量等報告書（別記様式第 4 号）を提出させるものとする。ただし、第 3 号対象事業者

が、別記様式第2号と別記様式第4号が同一の内容である旨を都道府県知事に対して報告する場合には、当該第3号対象事業者による提出を省略させることができる。

(3) その他の報告の徴収

都道府県知事は、(1)及び(2)のほか必要のあるときはその都度、知事対象事業者から数量認定等の事務上必要と認める事項について報告を徴収するものとする。なお、大臣対象事業者（令第16条第1項の表の「大臣対象事業者」をいう。以下同じ。）については、独立行政法人農畜産業振興機構を経由して農林水産大臣に報告を行うものとし、都道府県知事による報告の徴収は要しない。

4 その他の者からの報告の徴収

都道府県知事は、乳業者から徴収した報告又は知事対象事業者から徴収した報告の内容を検証するために必要があると認めるときは、その都度、乳業工場の製品の出荷先、さらにその出荷先から当該製品を購入して販売した者、交付対象事業者以外で乳業工場に生乳を搬入している者、交付対象事業者に生乳を販売又は生乳の販売を委託した者、交付対象事業者から生乳の販売の委託を受けた者等の関係者から、必要な事項について報告を求めるものとする。

5 報告の内容の検証

(1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の全ての乳業工場ごとに徴収した加工原料乳数量等報告書及び加工原料乳数量等内訳報告書については、次の方法によりその内容を検証するものとする。

(Ⅰ) 搬入生乳数量及び製造特定生乳数量等については、知事対象事業者があるときは、当該知事対象事業者その他当該乳業工場に生乳を搬入している者からの報告と照合することによって検証する。

(Ⅱ) 配乳実績の報告書については、品目ごとの製品の製造数量を原単位により換算した生乳の数量と照合することによって検証する。

この場合、原単位としては、第9の乳製品原単位表に記載した数値を用いるものとし、特別の理由のある場合を除き、配乳実績として報告されている数量が、この原単位を用いて製品の数量から算出した生乳の数量の範囲内であることを必要とするものとする。

(Ⅲ) 乳製品等の製造数量に関する報告については、必要と認める場合には当該乳業工場の乳製品等の出荷先又はさらにその出荷先から当該製品を販売した先等からその出荷数量、売買数量等について報告を求めてその報告の数字と照合することによって検証するものとする。

(Ⅳ) 生乳の用途別買入数量及び用途別買入価格については、知事対象事業者があるときは、当該知事対象事業者からの生乳の用途別販売数量及び用途別販売価格の報告と照合することによって検証する。

(Ⅴ) 農家還元脱脂乳の数量については、知事対象事業者からの報告書中の農家還元脱

脂乳取扱数量の報告の数字及びその附属書類として徴収した生乳生産者団体の農家還元脱脂乳購買申込書の写しの数字と照合することによって検証するものとする。

(VI) 製造特定生乳については、当該生乳の受委託又は販売に係る内容を確認し得る契約書、帳簿、伝票類等の製造受委託の関係又は当該生乳と特定乳製品の製造との関係を明らかにする帳簿類等を報告書の附属書類として徴収し、これと照合することによって検証するものとする。

(VII) 2の(2)の(I)の規定により指定乳業工場から提出を求める広域乳業工場に係る附属報告書については、第5の1の(1)の他の都道府県知事からの一般乳業工場(令第6条の「一般乳業工場」をいう。以下同じ。)に係る通知と照合することによって検証するものとする。

(VIII) 以上のほか、特に必要と認める場合には、報告書の附属書類として製造日報、受乳、配乳日報等の帳票類等、報告書作成の原資料となった記録類を徴収し、これらに記載された数字とも照合することによって検証するものとする。

(2) 都道府県知事は、知事対象事業者があるときは、当該知事対象事業者から徴収した生乳用途別販売数量等報告書について、他の都道府県知事から送付を受けた用途別取引数量等通知書の写し又は乳業工場からの報告書中の生乳用途別買入数量及び生乳用途別買入価格と照合することによってその内容を検証するものとする。

6 立入検査

(1) 立入検査を行う場合

乳業者又は知事対象事業者の事務所その他の事業場に対する立入検査は、

ア 報告書の内容を5に述べた方法により書類上で検証した結果、その信ぴょう性について疑問が生じたとき

イ 報告書の内容が、従来のそれに比べて著しく変動しているとき

例えば、搬出又は搬入された生乳の数量、処理又は加工された生乳の数量、加工原料乳の比率又は用途別処理の比率、特定乳製品等の品目構成等について、先月の報告書のそれと著しい相異がみられるようなとき。

等において報告書の内容の検証等、数量認定等を適正に実施するため、必要に応じて行うものとする。

(2) 立入検査の手続

(I) 都道府県知事は、あらかじめ数量認定事務担当職員を定め、数量認定事務職員身分証明書(別記様式第5号)を交付しておくものとする。

(II) 立入検査の実施に当たっては、数量認定事務担当職員は都道府県知事の命を受け数量認定事務職員身分証明書を携帯して行うものとし、関係者から求められたときは、これを提示するものとする。

(3) 立入検査の方法

立入検査は、数量認定等の適正を確保するため、乳業者又は知事対象事業者等の事

務所、乳業工場倉庫等の事業場に立ち入り、必要な伝票、帳簿類の提示を求めてこれ
を検査し、又は特定乳製品等の在庫数量等を確認し、これらの数字と報告書の数字と
の照合及び両者に食い違いのある場合にはその原因の追求と関係者の説明の聴取等
を行うことにより行うものとする。

(4) 立入検査の実施に当たって注意すべき事項

(Ⅰ) 立入検査の実施に当たっては、できる限り被検査者の業務の妨げとならないよう
努めるものとし、このため、あらかじめ必要な検査事項を整理し、能率的な検査を行
うようにするとともに、検査実施の時期、時間等の決定に当たっても、被検査者の業
務の状況を勘案して行うようにするものとする。

(Ⅱ) 有効な検査の実施には被検査者の協力が必要であることから、最初に被検査者に
対して検査の趣旨及び目的を十分に説明し、その理解と協力を得るよう努めるものと
する。

(Ⅲ) 検査事項は、数量認定等の事務上必要最小限度の事項に限定するものとし、不
必要な事項について検査を行ってはならない。

7 報告書及び立入検査の結果等の取扱い

(1) 乳業者及び知事対象事業者等から徴収した各種報告書及びその附属書類並びにこれ
らの者に対する立入検査の実施により知り得た事実等については、令第16条第5項
に定めるほか数量認定等の事務の実施以外の目的には利用してはならない。

(2) 各種報告書及びその附属書類、立入検査の内容並びに検査の結果を記載した書類は
厳重なる注意をもって保管する等数量認定等の事務の実施に当たって知り得た事実の
秘密保持については特に細心の注意を払わなければならない。

(3) 各種報告書及びその附属書類、立入検査の内容、検査の結果を記載した書類並びに
各種の通知書及び数量認定書の原議の保存期限は、当該翌年度から起算して5年間と
する。

第5 加工原料乳の数量の算出と通知

都道府県知事は、第4により乳業者等からの報告の徴収及びその内容の検証を行うこ
とにより、当該都道府県の区域内の乳業工場ごとの加工原料乳の数量を把握するととも
に、直ちに次の1から7までの手順により、毎月の交付対象事業者ごとの加工原料乳の
数量を算出し、関係者に通知しなければならない。この過程において、乳業者から交付
対象事業者を支払われる生乳代金の算定の基礎となる加工原料乳の数量が算出され、通
知されることとなるので、生乳代金の早急な支払いを確保する上からも、この毎月の加
工原料乳の数量の算出と通知の事務はできるだけ迅速に行われることが必要である。

加工原料乳の数量の算出は「乳業工場ごと」に行うのが基本であるが（令第5条第2
項）、農林水産大臣が定める地域内に一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、
当該複数の乳業工場を一つの計算単位とし、この一とみなされたもの、すなわち「広域

乳業工場ごと」に当該広域乳業工場に搬入された生乳のうちの加工原料乳の数量を算出する（令第6条）。この広域乳業工場は、当該複数の乳業工場の中から農林水産大臣が指定する乳業工場が所在する都道府県の区域内に所在するものとみなされる。したがって、この広域乳業工場に係る加工原料乳の数量の算出は、この指定された乳業工場が所在する都道府県の知事が行うこととなる。

例えば、乳業者甲がある地域に a、b、c の3つの乳業工場を有している場合には、これら a、b、c 乳業工場を合わせて一つの計算単位とし、a 工場が所在する都道府県の知事がこの3つの乳業工場からなる広域乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出することとなる。

この「農林水産大臣が定める地域」（以下「地域ブロック」という。）は、平成29年12月14日農林水産省告示第2080号（畜産経営の安定に関する法律施行令第6条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件）において、8つの地域が定められている。

なお、以下において、用いられる凡例及び文言の意味は、次のとおりである。

①凡例

地 域	乳業者	工 場 名	所在地
東北地域	甲乳業	a (指定乳業工場)	青森県
		b (一般乳業工場)	秋田県
		c (")	福島県
	乙乳業	s (指定乳業工場)	岩手県
		t (一般乳業工場)	青森県
関東地域	甲乳業	d (指定乳業工場)	群馬県
		e (一般乳業工場)	東京都
	乙乳業	u	千葉県
	丙乳業	x	群馬県

②定義

「広域乳業工場に属する乳業工場」	同一地域ブロック内に一の乳業者が複数の乳業工場を有する場合の各乳業工場 (a、b、c、s、t、d、e)
「指定乳業工場」	令第6条の指定乳業工場 (a、s、d)
「一般乳業工場」	令第6条の一般乳業工場 (b、c、t、e)
「単独乳業工場」	同一地域ブロック内に一の乳業者が一つの乳業工場のみを有する場合の当該乳業工場 (u、x)

「指定乳業工場知事」	指定乳業工場が所在する都道府県の知事
「一般乳業工場知事」	一般乳業工場が所在する都道府県の知事

1 地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有している場合（広域乳業工場）

この場合における加工原料乳の算出は、以下に詳しく述べるとおり、一般乳業工場知事が、広域乳業工場に係る加工原料乳の数量の算出を行うために必要な情報を指定乳業工場知事に対して通知し、この通知を受けた指定乳業工場知事が算出を行うとともに、その算出結果を当該広域乳業工場に生乳を搬入した交付対象事業者及び他の乳業工場が所在する都道府県の知事等に通知する。

（１）一般乳業工場知事の通知（令第６条）

一般乳業工場知事は、当該一般乳業工場に係る指定乳業工場知事に対して、一般乳業工場分搬出入・配乳実績数量通知書（別記様式第６号）により、当該一般乳業工場に係る情報を通知するものとする。

この通知により、指定乳業工場知事は、広域乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出するために必要な情報を得るものとする。

指定乳業工場知事は、他の都道府県知事から通知を受けた一般乳業工場に係る情報と、自ら報告を徴収した指定乳業工場に係る情報（当該都道府県内に一般乳業工場が所在する場合における当該一般乳業工場に係る情報を含む。（２）のア及び第７の１の（１）において同じ。）を併せ用いることにより、当該広域乳業工場に係る加工原料乳の数量の算出を行うこととなる。

例えば、乳業者甲が東北地域に有する a、b、c の各乳業工場については、一般乳業工場たる b、c が所在する都道府県の知事、すなわち秋田県知事及び福島県知事は、指定乳業工場 a が所在する都道府県の知事である青森県知事が a、b、c からなる広域乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出するために必要な情報を青森県知事に通知することとなる。また、a 乳業工場については、青森県知事が直接に報告を徴収する。これにより、青森県知事は a、b、c からなる広域乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出するために必要な情報を入手することとなる。

この場合、指定乳業工場知事は、加工原料乳の数量の算出を迅速に行うため、広域乳業工場に係る附属報告書を指定乳業工場から提出させるとともに、他の都道府県知事から通知される一般乳業工場に係る通知内容と照合しなければならない。

（２）他の乳業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量（令第５条第２項第２号）

ア 指定乳業工場知事は、（１）で通知を受けた一般乳業工場に係る情報及び自ら報告を徴収した指定乳業工場に係る情報を用いて、次の算式により当該広域乳業工場に「他の乳業工場」から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量を算出しなければならない。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該他の乳業工場から} \\ \text{の一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{当該広域乳業工場一般} \\ \text{搬入分加工原料乳比率 } r_i \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該他の乳業工場から} \\ \text{の製造特定生乳数量} \end{array} \right)$$

注1 当該広域乳業工場一般搬入分加工原料乳比率 r_i は広域乳業工場集計表の1の r_1 、 r_2 及び r_4 から r_6 までを用いる。

2 一般搬入分生乳数量及び製造特定生乳数量は、広域乳業工場集計表の2の①及び⑨、⑩及び⑫から⑭までを示す。

3 乳業工場ごとに算出する数量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出するものとする。

この「他の乳業工場」の意味には注意しなければならない。すなわち、令第6条の規定により、広域乳業工場に属する乳業工場は、一つの計算単位として令第5条第2項の規定が適用され、加工原料乳の数量の算出が行われる。したがって、広域乳業工場に属する乳業工場間での生乳の搬出入は、加工原料乳の数量の算出事務の処理上では「他の乳業工場への搬出入」とはみなされない。あくまで「乳業工場」内部の生乳の移動である。

例えば、東北地域の甲乳業のa乳業工場にb乳業工場から生乳が搬入されていたとしても、a、b、c乳業工場を一つの計算単位としていることから、b乳業工場は「他の乳業工場」には該当しない。

もう一つ注意すべき点は、他の広域乳業工場に属する乳業工場から生乳が搬入された場合、「他の乳業工場」とは、当該他の広域乳業工場に属する個々の乳業工場ではなく、当該他の広域乳業工場になるということである。

結局、ここで指定乳業工場知事が算出しなければならないものは、

- ① 単独乳業工場から搬入された生乳の中に含まれる加工原料乳の数量
- ② 他の広域乳業工場に属する乳業工場から搬入された生乳の中に含まれる加工原料乳の数量

となる。

ここまでで述べたことを再度確認するために、例えば、a乳業工場にb、s、t、d、e、xの各乳業工場から生乳が搬入された場合に「他の乳業工場」に該当するのはどの乳業工場であるかを考えてみると、まず、b乳業工場はa乳業工場と合わせて一つの計算単位とされることから、「他の乳業工場」には該当しない。次に、s、t乳業工場は、両乳業工場を合わせて一つの計算単位、すなわちここでは「他の乳業工場」とみなされる。このため、両乳業工場から搬入された生乳中の加工原料乳の数量を合算し、これがsとtからなる「他の乳業工場」から転送された加工原料乳の数量となる。d、e乳業工場は、甲乳業の乳業工場ではあるが、a、b、cの各工場とは異なる地域ブロックに所在することから、「他の乳業工場」に該当する。当然ながら、単独乳業工場たるxも「他の乳業工場」に該当する。したがって、a乳業工場が所在する都道府県の知事は、 $(s + t)$ 、 $(d + e)$ 、xの各乳業工場から搬入された生乳中の加工原料乳の数量を算出す

る必要がある。

- イ この場合において、他の都道府県の区域内にある乳業工場に係る加工原料乳の数量を算出したときは、その数量を加工原料乳数量乳業工場分通知書（別記様式第7号）により、当該他の都道府県の知事に遅滞なく通知しなければならない。

この場合にも、他の広域乳業工場に属する乳業工場に係る加工原料乳の数量の通知先については注意が必要である。すなわち、令第6条の規定により、広域乳業工場は、指定乳業工場が所在する都道府県の区域内に所在するとみなされていることから、この通知は、指定乳業工場知事に対して行われることとなる。

アの最後の例で言うと、まず、（s + t）の広域乳業工場に係る加工原料乳の数量については、指定乳業工場たる s 工場が所在する岩手県知事に対して通知する。次に、（d + e）工場に係るものについては、指定乳業工場たる d 工場が所在する群馬県知事に対して通知する。x 乳業工場に係るものについては、x 乳業工場が所在する群馬県知事に対して通知することとなる。

- （3）交付対象事業者から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量（令第5条第2項第1号）

- ア 指定乳業工場知事は、次に、広域乳業工場ごとに、当該広域乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）で交付対象事業者が行った対象事業に係るもの（当該広域乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）についての当該交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量を算出しなければならない。そのうち、当該広域乳業工場で処理又は加工した部分に係る加工原料乳の数量は、次の算式により算出される。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該交付対象事業者から} \\ \text{の一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \frac{\text{チ} + \text{ツ} - \text{テ}}{\text{チ} + \text{ツ}} \times \left(\begin{array}{l} \text{当該広域乳業工場} \\ \text{一般搬入分加工原料乳比率 } r_i \end{array} \right) \\ + \text{当該交付対象事業者からの製造特定生乳数量}$$

注1 上記算式の r_i は(2)のアの算式の注1に同じ。

- 2 一般搬入分生乳数量及び製造特定生乳数量は、広域乳業工場集計表の3の(その2)のAからD3を示す。

- 3 チ、ツ、テは、広域乳業工場集計表の3の(その1)のチ、ツ、テの欄の数字を示す。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

- 4 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。

また、交付対象事業者ごとに算出する数量は(2)のアの算式の注3に同じ。

- イ 当該広域乳業工場が、他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出していないとき、すなわち生乳を全然搬出していないか又は売買のみにより搬出しているときは、アの算式により算出された結果が交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量となるが、当該広域乳業工場が他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出しているときは、次の算式により算出された数量をアの結果に加えた数量が交付対象事業者ご

との加工原料乳の数量となる。

$$\left(\frac{\text{当該広域乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る加工原料乳の合計数量}}{\text{当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量}} \right) \times \frac{\text{当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量}}{\text{チ+ツ}}$$

注 1 当該広域乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る加工原料乳の数量は、当該他の乳業工場が同一の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、(2)のア又は2の(1)のアにより算出され、当該他の乳業工場が他の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、(2)のイ又は2の(1)のイにより通知されることとなっている。

2 当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量については、アの算式の注 2 の一般搬入分生乳数量に同じ。

3 チ、ツについてはアの算式の注 3 に同じ。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

4 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。

2 1 以外の乳業工場の場合（単独乳業工場）

(1) 他の乳業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量（令第 5 条第 2 項第 2 号）

ア 都道府県知事は、まず当該都道府県の区域内の単独乳業工場ごとに、次の算式により当該単独乳業工場に他の乳業工場から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの加工原料乳の数量を算出しなければならない。

$$\left(\frac{\text{当該他の乳業工場から一般搬入分生乳数量}}{\text{の一般搬入分生乳数量}} \right) \times \left(\text{一般搬入分加工原料乳比率 } r_i \right) + \left(\frac{\text{当該他の乳業工場から製造特定生乳数量}}{\text{の製造特定生乳数量}} \right)$$

注 1 一般搬入分加工原料乳比率 r_i は配乳実績総括表 r_1, r_2 及び r_4 から r_6 までをそのまま用いる。

2 製造特定生乳数量は、普通は、生乳搬出入実績総括表の製造特定生乳の欄の数字をそのまま用いるが、第 4 の 2 の (2) の (IV) のクに述べたところにより、配乳実績総括表の製造特定生乳の数量が生乳搬出入実績総括表の製造特定生乳の数量より少ないときは配乳実績総括表の製造特定生乳の数量を用いるものとする。

3 一般搬入分生乳数量は、当該他の乳業工場から搬入された生乳の合計数量から、製造特定生乳の数量を控除した数量とする。

4 乳業工場ごとに算出する数量は、小数点以下第 1 位を四捨五入して kg 単位の数量を算出するものとする。

この場合も「他の乳業工場」に注意する必要がある。すなわち、広域乳業工場に属する乳業工場から生乳が搬入された場合における「他の乳業工場」とは、広域乳業工場に属する個々の乳業工場ではなく、それらの乳業工場からなる「広域乳業工場」である。

例えば、x 乳業工場に d 工場、e 工場から生乳が転送されていた場合には、d、

e 工場分を合算して、両工場からなる「広域乳業工場」に係る加工原料乳の数量を算出しなければならない。

イ この場合において、「広域乳業工場に属する乳業工場」又は「他の都道府県の区域内の単独乳業工場」に係る加工原料乳の数量を算出したときは、その数量を加工原料乳数量乳業工場分通知書（別記様式第7号）により、それぞれ遅滞なく、指定乳業工場知事又は当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(2) 交付対象事業者から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量（令第5条第2項第1号）

ア 都道府県知事は、次に、当該都道府県の区域内の単独乳業工場ごとに、当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）で交付対象事業者が行った対象事業に係るもの（当該単独乳業工場から他の乳業工場に売買により搬出されたものを除く。）についての当該交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量を算出しなければならない。そのうち、当該単独乳業工場で処理又は加工した部分に係る加工原料乳の数量は、次の算式により算出される。

$$\left(\frac{\text{当該交付対象事業者からの一般搬入分生乳数量}}{\text{の一般搬入分生乳数量}} \right) \times \frac{A + D - R}{A + D} \times \text{一般搬入加工原料乳比率 } r_i$$

＋ 当該交付対象事業者からの製造特定生乳数量

注1 一般搬入分加工原料乳比率 r_i 、製造特定生乳数量及び一般搬入分生乳数量は（1）のアの算式の注1、2、3に同じ。

2 A、D、Rは、普通は生乳搬出入実績総括表の、A、D、Rの欄の数字を示すが、（1）のアの算式の注2、3により製造特定生乳の数量等が修正されたときは、その結果により修正されたA、D、R欄の数字を示す。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

3 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。
また、交付対象事業者ごとに算出する数量は、1の（2）のアの算式の注3に同じ。

イ 当該単独乳業工場が、他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出していないとき、すなわち生乳を全然搬出していないか又は売買のみにより搬出しているときは、アの算式により算出された結果が交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量となるが、当該単独乳業工場が他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出しているときは、次の算式により算出された数量をアの結果に加えた数量が交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量となる。

$$\left(\frac{\text{当該単独乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る加工原料乳の合計数量}}{\text{された生乳に係る加工原料乳の合計数量}} \right) \times \frac{\text{当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量}}{A + D}$$

注1 当該単独乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る加工原料乳の数量は、当該他の乳業工場が同一の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、（1）のア又は1の（2）のアにより算出され、当該他の乳業工場が他の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる

場合には、(1)のイ又は1の(2)のイにより通知されることとなっている。

2 当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量については、(1)のアの算式の注3に同じ。

3 A、Dについてはアの算式の注2に同じ。

3 加工原料乳の数量の通知

1の(3)のア及びイ又は2の(2)のア及びイにより加工原料乳の数量を算出したときは、遅滞なく、加工原料乳数量通知書(別記様式8号)により各交付対象事業者へ通知するとともに、その写しを広域乳業工場の指定乳業工場又は単独乳業工場に送付し、他の都道府県知事又は農林水産大臣が認定を行う交付対象事業者の加工原料乳の数量については、加工原料乳数量交付対象事業者分通知書(別記様式第9号)により当該他の都道府県知事又は農林水産大臣に通知しなければならない。

4 交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量の算出と通知(令第5条第4項)

次に都道府県知事は、知事対象事業者について1の(3)のア及びイ又は2の(2)のア及びイにより算出した加工原料乳の数量並びに3により他の都道府県知事から加工原料乳数量交付対象事業者分通知書により通知を受けた加工原料乳の数量を合計してその月に当該知事対象事業者が行った対象事業に係る加工原料乳の数量を算出し、遅滞なく、月間認定対象数量通知書(別記様式第10号)により当該知事対象事業者へ通知するものとする。

また、当該通知書の写しを機構に送付するものとする。

第6 加工原料乳の数量の認定

都道府県知事は、毎四半期終了後遅くとも25日以内に、知事対象事業者ごとに、当該四半期の各月につき、加工原料乳の数量を合計して、法第7条第1項の都道府県知事が認定する数量として認定し、加工原料乳数量認定書(別記様式第11号)を当該知事対象事業者へ交付するものとする。

また、当該認定書の写しを機構に送付するものとする。

第7 生乳の用途別処理数量並びに取引数量及び価格の算出と確認

都道府県知事は、第5により当該都道府県の区域内の乳業工場ごとに加工原料乳の数量の算出等を行った後、遅滞なく次の1及び2の手順により、毎月の乳業工場ごと及び交付対象事業者ごとの用途に応じた区分ごとの生乳の処理数量(以下「用途別処理数量」という。)の算出並びに用途に応じた区分ごとの生乳の取引数量及び価格(以下「用途別取引数量等」という。)の確認を行い、関係者に通知するものとする。

用途別処理数量の算出についても、加工原料乳の数量の算出と同様に「乳業工場ごと」に行うのが基本であり、地域ブロック内に一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、当該複数の乳業工場を一つの乳業工場とみなし、広域乳業工場ごとに当該広域乳業工場に搬入された生乳のうちの用途別処理数量を算出するものとする。

また、用途別取引数量等の確認についても、交付対象事業者が行った対象事業に係る

生乳について「乳業工場ごと」に行うのが基本であり、地域ブロック内に一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、当該複数の乳業工場を一つの乳業工場とみなし、広域乳業工場ごとに当該広域乳業工場に搬入された生乳であって、交付対象事業者が行った対象事業に係る生乳について用途別取引数量等を確認するものとする。

1 用途別処理数量の算出

(1) 地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有している場合（広域乳業工場）

この場合における用途別処理数量の算出は、以下に詳しく述べるとおり、一般乳業工場知事が、広域乳業工場に係る用途別処理数量の算出を行うために必要な情報を指定乳業工場知事に対して通知し、この通知を受けた指定乳業工場知事が算出を行うとともに、その算出結果を当該広域乳業工場に生乳を搬入した交付対象事業者及び他の乳業工場が所在する都道府県の知事等に通知する。

ア 一般乳業工場知事の通知

一般乳業工場知事は、当該一般乳業工場に係る指定乳業工場知事に対して、一般乳業工場分搬出入・配乳実績数量通知書（別記様式第6号）により、当該一般乳業工場に係る情報を通知するものとする。

この通知により、指定乳業工場知事は、広域乳業工場に係る用途別処理数量を算出するために必要な情報を得るものとする。

指定乳業工場知事は、他の都道府県知事から通知を受けた一般乳業工場に係る情報及び自ら報告を徴収した指定乳業工場に係る情報を併せ用いることにより、当該広域乳業工場に係る用途別処理数量の算出を行うこととなる。

この場合、指定乳業工場知事は、用途別処理数量の算出を迅速に行うため、広域乳業工場に係る附属報告書を指定乳業工場から提出させるとともに、他の都道府県知事から通知される一般乳業工場に係る通知内容と照合するものとする。

イ 他の乳業工場から搬入された生乳に係る用途別処理数量

- ① 指定乳業工場知事は、アで通知を受けた一般乳業工場に係る情報及び自ら報告を徴収した指定乳業工場に係る情報を用いて、次の算式により当該広域乳業工場に「他の乳業工場」から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの用途別処理数量を算出するものとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該他の乳業工場から} \\ \text{の一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{当該広域乳業工場一般搬入} \\ \text{分生乳の用途別処理比率 } r_i \end{array} \right)$$

注1 当該広域乳業工場一般搬入分生乳の各用途別処理比率 r_i は、広域乳業工場集計表の1の $r_7 \sim r_9$ をそれぞれ用いる。

2 一般搬入分生乳数量は、広域乳業工場集計表の2の①をそのまま用いる。

3 乳業工場ごとに算出する数量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出するものとする。

- ② この場合において、他の都道府県の区域内にある乳業工場に係る用途別処理数

量を算出したときは、遅滞なくその数量を用途別処理数量乳業工場分通知書（別記様式第12号）により、当該他の都道府県の知事に通知するものとする。

この場合にも他の広域乳業工場に属する乳業工場に係る用途別処理数量は、指定乳業工場知事に対して行うこととなることに注意しなければならない。

ウ 交付対象事業者から搬入された生乳に係る用途別処理数量

- ① 指定乳業工場知事は、次に、広域乳業工場ごとに、当該広域乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）で交付対象事業者が行った対象事業に係るもの（当該広域乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）についての当該交付対象事業者ごとの用途別処理数量を算出するものとする。このうち、当該広域乳業工場で処理又は加工した部分に係る用途別処理数量は、次の算式により算出するものとする。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該交付対象事業者} \\ \text{からの一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \frac{\text{チ} + \text{ツ} - \text{テ}}{\text{チ} + \text{ツ}} \times \left(\begin{array}{c} \text{当該広域乳業工場} \\ \text{一般搬入分生乳の} \\ \text{用途別処理比率 } r_i \end{array} \right)$$

注1 上記算式の r_i はイの①の算式の注1に同じ。

2 一般搬入分生乳数量は、広域乳業工場集計表の3の(その2)のAをそのまま用いる。

3 チ、ツ、テは、広域乳業工場集計表の3の(その1)のチ、ツ、テの欄の数字をそのまま用いる。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

4 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。

また、交付対象事業者ごとに算出する数量はイの①の算式の注3に同じ。

- ② 当該広域乳業工場が、他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出していないとき、すなわち生乳を全然搬出していないか又は売買のみにより搬出しているときは、①の算式により算出された結果が交付対象事業者ごとの用途別処理数量となるが、当該広域乳業工場が他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出しているときは、次の算式により算出された数量を①の結果に加えた数量が交付対象事業者ごとの用途別処理数量となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該広域乳業工場から他の乳業} \\ \text{工場に搬出された生乳に係る} \\ \text{各用途別処理数量ごとの合計数量} \end{array} \right) \times \frac{\text{当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量}}{\text{チ} + \text{ツ}}$$

注1 当該広域乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る各用途別処理数量は、当該他の乳業工場が同一の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、イの①又は(2)のAの①により算出され、当該他の乳業工場が他の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、イの②又は(2)のAの②により通知されることとなっている。

2 当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量については、①の算式の注2の一般搬入分生乳数量に同じ。

3 チ、ツについては①の算式の注3に同じ。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

4 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。

(2) (1) 以外の乳業工場の場合(単独乳業工場)

ア 他の乳業工場から搬入された生乳に係る用途別処理数量

- ① 都道府県知事は、まず当該都道府県の区域内の単独乳業工場ごとに、次の算式により当該単独乳業工場に他の乳業工場から売買によらず搬入された生乳についての当該他の乳業工場ごとの用途別処理数量を算出するものとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該他の乳業工場から} \\ \text{の一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{当該乳業工場一般搬入分} \\ \text{生乳の用途別処理比率 } r_i \end{array} \right)$$

注1 一般搬入分生乳の用途別処理比率 r_i は配乳実績総括表 r7 から r9 までをそれぞれ用いる。

2 一般搬入分生乳数量は、当該他の乳業工場から搬入された生乳の合計数量から、製造特定生乳の数量を控除した数量とする。

3 乳業工場ごとに算出する数量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出するものとする。

この場合にも、広域乳業工場に属する乳業工場から生乳が搬入された場合における「他の乳業工場」は広域乳業工場であることに注意しなければならない。

- ② この場合において、「広域乳業工場に属する乳業工場」又は「他の都道府県の区域内の単独乳業工場」に係る用途別処理数量を算出したときは、その数量を、用途別処理数量乳業工場分通知書（別記様式第12号）により、それぞれ遅滞なく、指定乳業工場知事又は当該他の都道府県の知事に通知するものとする。

イ 交付対象事業者から搬入された生乳に係る用途別処理数量

- ① 都道府県知事は、次に、当該都道府県の区域内の単独乳業工場ごとに、当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）で交付対象事業者が行った対象事業に係るもの（当該単独乳業工場から他の乳業工場に売買により搬出されたものを除く。）についての当該交付対象事業者ごとの用途別処理数量を算出するものとする。このうち、当該単独乳業工場で処理又は加工した部分に係る用途別処理数量は、次の算式により算出するものとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該交付対象事業者から} \\ \text{の一般搬入分生乳数量} \end{array} \right) \times \frac{A + D - R}{A + D} \times \left(\begin{array}{l} \text{当該乳業工場一般搬入分} \\ \text{生乳の用途別処理比率 } r_i \end{array} \right)$$

注1 一般搬入分生乳の用途別処理比率 r_i 及び一般搬入分生乳数量はアの①の算式の注1及び2に同じ。

2 A、D、Rは、普通は生乳搬出入実績総括表のA、D、Rの欄の数字を示すが、第4の2の(2)の(IV)のクにより製造特定生乳の数量等が修正されたときは、その結果により修正されたA、D、R欄の数字を示す。

また、これにより算出する割合は、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

3 計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の処理を行わず計算するものとする。

また、交付対象事業者ごとに算出する数量は、(1)のイの①の算式の注3に同じ。

- ② 当該単独乳業工場が、他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出していないとき、すなわち生乳を全然搬出していないか又は売買のみにより搬出しているときは、①の算式により算出された結果が交付対象事業者ごとの用途別処理数量となるが、当該単独乳業工場が他の乳業工場に生乳を売買によらず搬出しているときは、次の算式により算出された数量を①の結果に加えた数量が交付対象事業者ごとの用途別処理数量となる。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該単独乳業工場から他の乳業} \\ \text{工場に搬出された生乳に係る各} \\ \text{用途別処理数量ごとの合計数量} \end{array} \right) \times \frac{\text{当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量}}{A + D}$$

- 注 1 当該単独乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る各用途別処理数量は、当該他の乳業工場が同一の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、アの①又は（１）のイの①により算出され、当該他の乳業工場が他の都道府県の区域内に所在し、又は所在するとみなされる場合には、アの②又は（１）のイの②により通知されることとなっている。
- 2 当該交付対象事業者の一般搬入分生乳の数量については、アの①の算式の注 2 に同じ。
- 3 A、D については①の算式の注 2 に同じ。

（３）用途別処理数量の通知

（１）のウの①及び②又は（２）のイの①及び②により用途別処理数量を算出したときは、遅滞なく用途別処理数量通知書（別記様式第 13 号）により、各交付対象事業者に通知するとともに、その写しを広域乳業工場の指定乳業工場又は単独乳業工場（他の知事対象事業者又は大臣対象事業者に係るものにあつては、広域乳業工場の指定乳業工場又は単独乳業工場及び当該他の都道府県知事又は農林水産大臣）に送付するものとする。

（４）交付対象事業者ごとの用途別処理数量の算出

次に都道府県知事は、知事対象事業者があるときは、当該知事対象事業者について（１）のウの①及び②又は（２）のイの①及び②により算出した用途別処理数量並びに（３）により他の都道府県知事から送付された用途別処理数量通知書の写しに記載された用途別処理数量を合計してその月に当該知事対象事業者が行った対象事業に係る用途別処理数量を算出するものとする。

2 用途別取引数量等の報告の徴収

（１）地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有している場合（広域乳業工場）

地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有している場合における用途別取引数量等の報告の徴収は、指定乳業工場知事が行うこととし、その結果を広域乳業工場に生乳を搬入した交付対象事業者等に通知するものとする。

指定乳業工場知事は、広域乳業工場ごとに、当該広域乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）であつて交付対象事業者が行った対象事業

に係るもの（当該広域乳業工場から他の乳業工場へ売買により搬出されたものを除く。）
についての当該交付対象事業者ごとの用途別取引数量等を把握するものとする。

(2) (1) 以外の乳業工場の場合（単独乳業工場）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の単独乳業工場ごとに、当該乳業工場に搬入された生乳（他の乳業工場から搬入されたものを除く。）であって交付対象事業者が行った対象事業に係るもの（当該単独乳業工場から他の乳業工場に売買により搬出されたものを除く。）についての当該交付対象事業者ごとの用途別取引数量等を把握するものとする。

(3) 用途別取引数量等の通知

(1) 又は (2) により用途別取引数量等を把握したときは、遅滞なく用途別取引数量等通知書（別記様式第 14 号）により、各交付対象事業者に通知するとともに、他の知事対象事業者又は大臣対象事業者に係るものにあつては、その写しを当該他の都道府県知事又は農林水産大臣に送付するものとする。

(4) 用途別処理数量及び用途別取引数量等の確認

都道府県知事は、知事対象事業者があるときは、1 の (4) により算出した数量及び (1) 若しくは (2) により把握し、又は (3) により送付を受けた数量を合計したものをそれぞれ用途別処理数量及び用途別取引数量等として確認し、生乳用途別取引数量等確認通知書（別記様式第 15 号）を当該交付対象事業者に交付するものとする。

第8 その他

1 生乳取引契約

生乳取引においては、生乳取引契約に基づき販売価格を加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定することとされており、かつ、この場合の加工原料乳の数量は、令第 5 条第 2 項前段の規定により都道府県知事が算出した同項第 1 号に掲げる数量に基づくこととしている（規則第 14 条第 1 号二及び第 2 号ハ）ことから、乳業者が処理した数量と乳業者が交付対象事業者と取引した数量が一致することとなる。

加工原料乳の数量及び用途別処理数量の算出は第 5 及び第 7 に述べたとおり、一の地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、「広域乳業工場ごと」に算出することとされており、かつ、当該広域乳業工場に属する個々の乳業工場については加工原料乳の数量及び用途別処理数量を算出できないこととなっている。

このため、交付対象事業者が締結する生乳取引契約については、「乳業工場ごと」ではなく、「乳業者ごと」又は「広域乳業工場ごと」に締結することに留意する必要がある。

2 乳業工場の把握

一の地域ブロック内に同一の乳業者が複数の乳業工場を有しているときは、当該複

数の乳業工場の中から農林水産大臣が指定乳業工場を指定することとなっている。このため、都道府県知事は乳業工場の新設、移転又は廃止の状況について把握しておくとともに、当該新設等が行われる 1 か月前までに、乳業工場新設等報告書（別記様式第 16 号）により、農林水産省生産局長に報告するものとする。

3 全国連再委託販売

都道府県知事は、第 5 及び第 7 により交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量等を算出する場合において、全国連再委託販売（交付対象事業者が、生産者から販売の委託を受けた生乳をさらに全国の区域を地区とする農業協同組合連合会（以下「全国連」という。）に販売の委託をすることをいう。）に係る生乳がある場合には、交付対象事業者ごとの加工原料乳の数量等の算出及び通知の例に準じて当該生乳に係る加工原料乳の数量等の算出及び当該全国連への通知をするものとする。

4 端数調整

第 5 及び第 7 により算出された交付対象事業者ごとの加工原料乳数量及び用途別処理数量の合計が、当該交付対象事業者が乳業工場に搬入した生乳数量と一致しない場合において、関係者間で疑義が生じ、端数調整が必要となったときは、特定乳製品向け以外で数量が最大となっている品目で調整を行う。なお、当該乳業工場が特定乳製品向けのみを製造している場合は、その中で数量が最大となっている品目で調整を行うものとする。

第9 乳製品原単位表

特定乳製品等品目	特定乳製品等 1 kg を製造するに必要な生乳(脂肪率 3.2%) 数量	備 考
バ タ ー	26.98 kg	kg
脱 脂 粉 乳	13.53	脱脂乳必要量 12.30
全 脂 加 糖 れ ん 乳	2.80	脱脂乳必要量 3.47
脱 脂 加 糖 れ ん 乳	3.82	
全 粉 乳	9.17	
加 糖 粉 乳 (しよ糖 15%)	7.81	
全 脂 無 糖 れ ん 乳	2.43	
脱 脂 乳	1.10	} 脂肪量の場合 31.63
クリーム (35%もの)	11.07	
〃 (40%もの)	12.63	
〃 (45%もの)	14.20	
〃 (50%もの)	15.78	
ナチュラルチーズ		
ゴーダ	10.51	
チェダー	10.82	
エダム	9.76	
濃 縮 乳	2.43	
脱 脂 濃 縮 乳	3.82	脱脂乳必要量 3.47

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生畜第 2230 号)

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 チーズ向け生乳の製造受委託がない乳業者の平成 26 年 9 月分までの数量認定等については、この通知による改正前の加工原料乳数量認定等事務実施要領の様式による報告も認めるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日付け 28 生畜第 1176 号)

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 10 日付け 29 生畜第 810 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日付け 29 生畜第 1494 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日付け 30 生畜第 1144 号）

この通知は、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日付け 30 生畜第 1466 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 4 日付け 2 生畜第 1555 号）

この通知は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

(別表)

1 飲用牛乳等

乳又は乳製品の名称	定義	成分規格
牛乳	直接飲用に供する牛の乳	無脂乳固形分 8.0%以上 乳脂肪分 3.0%以上 比重(15℃) 1.028～ 酸度 ジャージー種以外 0.18%以下 ジャージー種 0.20%以下 細菌数 50,000/ml以下 大腸菌群 陰性
加工乳	生乳、牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したものであって、直接飲用に供するもの(成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、発酵乳及び乳酸菌飲料を除く。)	無脂乳固形分 8.0%以上 酸度 0.18%以下 細菌数 50,000/ml以下 大腸菌群 陰性

2. 発酵乳等

乳又は乳製品の名称	定義	成分規格
発酵乳	生乳を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したもの	無脂乳固形分 8.0%以上 乳酸菌数又は酵母数 10,000,000/ml以上 大腸菌群 陰性
乳飲料	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第41項に規定する乳飲料	細菌数 30,000/ml以下 大腸菌群 陰性
乳酸菌飲料	生乳を乳酸菌又は酵母で発酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料(発酵乳を除く。)	乳酸菌数又は酵母数 10,000,000/ml以上 大腸菌群 陰性
アイスクリーム類	生乳を原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもの(発酵乳を除く。)	乳固形分 3.0%以上 細菌数 100,000/g以下 大腸菌群 陰性
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したもの	無脂乳固形分 8.0%以上 酸度 0.21%以下 細菌数 50,000/ml以下 大腸菌群 陰性
低脂肪牛乳	成分調整牛乳であって、乳脂肪分を除去したものうち、無脂肪牛乳以外のものをいう	無脂乳固形分 8.0%以上 乳脂肪分 0.5%以上1.5%以下 比重(15℃) 1.030以上 酸度 0.21%以下 細菌数 50,000/ml以下 大腸菌群 陰性
無脂肪牛乳	成分調整牛乳であって、ほとんどすべての乳脂肪分を除去したもの	無脂乳固形分 8.0%以上 乳脂肪分 0.5%未満 比重(15℃) 1.032以上 酸度 0.21%以下 細菌数 50,000/ml以下 大腸菌群 陰性
その他乳等食品	菓子類及び氷菓	

※ 成分規格については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年十二月二十七日厚生省令第五十二号）に準じる。

(様式第1号)

令和〇〇年〇〇月 加工原料乳数量等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇県 (都 道 府) 知 事 殿

〇〇乳業株式会社 △△乳業工場
工場長 □□ □□

令和〇〇年〇〇月中に当工場において処理、加工した生乳に係る加工原料乳の数量等について、生乳搬出入実績総括表、配乳実績総括表及び特定乳製品等製造数量総括表により報告します。

また、広域乳業工場に属する乳業工場において処理、加工した生乳に係る加工原料乳の数量等について、広域乳業工場集計表により取りまとめたので併せて報告します。

注： 指定乳業工場については、自工場分の第1表～第4表及び指定乳業工場附属報告書の広域乳業工場集計表を作成するとともに、広域乳業工場に属するすべての乳業工場に係る第1表～第4表を添付するものとする。

第 1 表 生乳搬出入実績総括表

1 搬入実績表

(単位：kg)														
搬入者名				一般搬入分生乳	製造特定生乳				乳業者間買分生乳	合計	規格外	備考		
					脱脂粉乳・バター等向け生乳	チーズ向け生乳	液状乳製品向け生乳							
							クリーム向け生乳	濃縮乳向け生乳					脱脂濃縮乳向け生乳	小計
第1号対象事業者														
	第1号対象事業者分合計													
第2号対象事業者														
	第2号対象事業者分合計													
第3号対象事業者														
	第3号対象事業者分合計													
交付対象事業者分合計				(A)	(B 1)	(B 2)	(B 3)	(B 4)		(B 5)	(B 6)		(C)	
その他（交付対象事業者以外）分合計				(D)	(E 1)	(E 2)	(E 3)	(E 4)	(E 5)	(E 6)	(F)			
他乳業工場	同一乳業者	同一地域												
		小計	(G')	(H1')	(H2')	(H3')	(H4')	(H5')	(H6')	(J')				
		〇〇地域												
		小計												
		同一乳業者分合計												
	他乳業者													
		他乳業者分合計												
他乳業工場搬入分合計				(G)	(H 1)	(H 2)	(H 3)	(H 4)	(H 5)	(H 6)	(I)		(J)	
搬入分合計				(K)	(L 1)	(L 2)	(L 3)	(L 4)	(L 5)	(L 6)	(M)		(N)	

33

2 搬出実績表

搬出先名			一般搬出分 生乳	製造特定生乳						乳業者間充分 生乳	合計	規格外	備考
				脱脂粉乳・パ ター等向け生乳	チーズ向け 生乳	液状乳製品向け生乳							
						クリーム向け生 乳	濃縮乳向け 生乳	脱脂濃縮乳向け 生乳	小計				
同一乳業者	同一地域												
	小計	(O ’)	(P 1 ’)	(P 2 ’)	(P 3 ’)	(P 4 ’)	(P 5 ’)	(P 6 ’)	(R ’)				
	〇〇地域												
	小計												
同一乳業者分合計													
他乳業者													
	他乳業者分合計												
搬出分合計			(O)	(P 1)	(P 2)	(P 3)	(P 4)	(P 5)	(P 6)	(Q)	(R)		

3 総括表

(単位 : kg)

		一般搬出入分 生乳	製造特定生乳					乳業者間売買分 生乳	合計	規格外	備考	
			脱脂粉乳・バター等向け生乳	チーズ向け 生乳	液状乳製品向け生乳							
					クリーム向け生乳	濃縮乳向け生乳	脱脂濃縮乳向け 生乳					小計
搬入生乳数量合計		(K)	(L 1)	(L 2)	(L 3)	(L 4)	(L 5)	(L 6)	(M)	(N)		
搬出生乳数量合計		(O)	(P 1)	(P 2)	(P 3)	(P 4)	(P 5)	(P 6)	(Q)	(R)		
当月分処理可能生乳数量		(S) = (N) - (R)										
繰越	前月繰越 生乳数量	翌月繰越 生乳数量	繰越増減生乳数量				当月分処理生乳数量					
	(T)	(U)	(T) - (U)				(V) = (S) + (T) - (U)					

4 総括表（備考）

（単位：kg）

他乳業工場から搬入した液状乳製品		
搬入元工場		
クリーム		
濃縮乳		
脱脂濃縮乳		
他乳業工場へ搬出した液状乳製品		
搬出先工場		
クリーム		
濃縮乳		
脱脂濃縮乳		

- （注）
- 1 液状乳製品の搬出入があった場合は総括表の備考として記入すること
 - 2 クリームの量は、脂肪量で記入し、（）書きで脂肪量割合を記入すること
 - 3 濃縮乳は（）書きで濃縮割合を記入すること
 - 4 必要があれば、記入欄を追加、分割すること

第2表 配乳実績総括表

(単位:kg)

製造品目等		生乳直接 配乳数量	分離まわし生乳 配乳数量		脂肪率調整抽出による 配乳数量		合計配乳数量			一般搬入分加工原料乳比率又は 用途別処理比率	備考
			生クリーム 形態	脱脂乳形態	生クリーム 形態	部分脱脂乳 形態	合計	製造特定 生乳分	一般搬入 生乳分		
加工 原料 乳	バター		イ1		ト1						
	脱脂粉乳			ワ1							
	全脂加糖れん乳										
	脱脂加糖れん乳										
	全粉乳										
	加糖粉乳										
	全脂無糖れん乳										
	農家還元脱脂乳										
	脱・パ等向け生乳小計						①	②	③	$r1=③/②⑨$	
	ナチュラルチーズ(ハード)		ロ1	カ1	チ1						
	ナチュラルチーズ(ソフト)										
	チーズ向け生乳小計						④	⑤	⑥		$r2=⑥/②⑨$
	クリーム		ハ		リ		⑦	⑧	⑨	$r4=⑨/②⑨$	
	濃縮乳			ヨ1			⑩	⑪	⑫	$r5=⑫/②⑨$	
	脱脂濃縮乳						⑬	⑭	⑮	$r6=⑮/②⑨$	
	液状乳製品向け生乳小計						⑯	⑰	⑱	$r3=⑱/②⑨$	
	小計									$r=(③+⑥+⑱)/②⑨$	
飲 用 牛 乳	牛乳										
	学校給食用牛乳										
	加工乳		ニ	タ	ヌ						
	小計						⑲		(⑲)	$r7=⑲/②⑨$	
発 酵 乳 等	発酵乳		ホ1		ル1						
	乳飲料										
	乳酸菌飲料										
	アイスクリーム類										
	無脂肪牛乳			レ1							
	成分調整牛乳										
	低脂肪牛乳										
	その他乳等食品										
	小計						⑳		(㉔)	$r8=㉔/②⑨$	
その他の品目			ヘ	ソ	ヲ		㉑		(㉑)	$r9=1-(r1+r2+r3+r7+r8)$	
減耗											
合計		㉒	㉓=a×1/2	㉔=a×1/2	㉕=b×1/2	㉖	㉗	㉘	㉙		

第3表 配乳実績総括表 附表

[I]生クリーム形態配乳実績表（脂肪量）

分離による 生クリーム 生産量	脂肪率調整に よる抽出生ク リーム生産量	その他 生クリー ム量	当月分 処理量	特定乳製品向け							飲用牛乳等向け	発酵乳等向け			その他の 品目向け
				バター				ナチュラル チーズ (ハード)	ナチュ ラル チーズ (ソフ	クリーム	加工乳				
(A)	(B)		(C)	(D 1)	(D 2)	(D 3)	(D4)	(E 1)	(E 2)	(F)	(G)	(H 1)	(H 2)	(H 3)	(I)
加工原料乳処理比率又は用途別処理比率				$\alpha 1 = D 1 / C$				$\beta 1 = E 1 / C$		$\gamma = F / C$	$\delta = G / C$	$\varepsilon 1 = H 1 / C$			$\zeta = I / C$
加工原料乳処理量又は用途別処理量				$i 1 = \alpha 1 \times a \times 1 / 2$				$o 1 = \beta 1 \times a \times 1 / 2$		$\wedge = \gamma \times a \times 1 / 2$	$\pi = \delta \times a \times 1 / 2$	$\rho 1 = \varepsilon 1 \times a \times 1 / 2$			$\u00ac = \zeta \times a \times 1 / 2$
				$\iota 1 = \alpha 1 \times b \times 1 / 2$				$\chi 1 = \beta 1 \times b \times 1 / 2$		$\eta = \gamma \times b \times 1 / 2$	$\u00d2 = \delta \times b \times 1 / 2$	$\theta 1 = \varepsilon 1 \times b \times 1 / 2$			$\u03c6 = \zeta \times b \times 1 / 2$

分離まわし 生乳総量	脂肪率調整相 当生乳数量
a	b=(B)×31.63

- (注) 1 (Dn)、(En)及び(Hn)は用途別の品目(区分)ごとにそれぞれの配乳数量記入するものとし、さらに配乳数量の検証上必要があれば、記入欄を適当に分割して使用する。
- 2 加工原料乳処理量又は用途別処理量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出する。
- 3 2により数量を算出した結果、分離分の合計数量又は脂肪率調整分の合計数量がそれぞれ分離まわし生乳総量の1/2の数量又は脂肪率調整相当生乳量の1/2の数量と合致しない場合は、特定乳製品向け以外で数量が最大となっている品目で調整を行う。
- なお、特定乳製品向けのみを製造している場合はその中で数量が最大となっている品目で調整を行う。

[Ⅱ]脱脂乳形態配乳実績表（分離まわしによる脱脂乳形態からの配乳実績）

分離による脱脂乳生産量	その他脱脂乳量	当月分処理量	特定乳製品向け								飲用牛乳等向け	発酵乳等向け			その他の品目向け
			脱脂粉乳	脱脂加糖れん乳	農家還元脱脂乳	脂肪調整用	ナチュラルチーズ（ハード）	ナチュラルチーズ（ソフト）	濃縮乳	脱脂濃縮乳	加工乳	無脂肪牛乳			
(J)		(K)	(L 1)	(L 2)	(L 3)	(L 4)	(M 1)	(M 2)	(N 1)	(N 2)	(O)	(P 1)	(P 2)	(P 3)	(Q)
加工原料乳処理比率又は用途別処理比率			$\eta 1 = L 1 / K$				$\theta 1 = M 1 / K$		$\iota 1 = N 1 / K$		$\kappa = O / K$	$\lambda 1 = P 1 / K$			$\mu = Q / K$
加工原料乳処理量又は用途別処理量			$\varpi 1 = \eta 1 \times a \times 1 / 2$				$\kappa 1 = \theta 1 \times a \times 1 / 2$		$\varpi 1 = \iota 1 \times a \times 1 / 2$		$\delta 1 = \kappa \times a \times 1 / 2$	$\lambda 1 = \lambda 1 \times a \times 1 / 2$			$\varpi = \mu \times a \times 1 / 2$
分離まわし生乳総量			a												

- (注) 1 (Ln)、(Mn)、及び(Pn)は、用途別の品目(区分)ごとにそれぞれの配乳数量を記入するものとし、さらに配乳数量の検証上必要があれば、記入欄を適当に分割して使用する。
- 2 加工原料乳処理量又は用途別処理量は、小数点以下第1位を四者五入してkg単位の数値を算出する。
- 3 2により数量を算出した結果の合計数量が分離まわし生乳総量の1/2の数値と合致しない場合は、特定乳製品向け以外で数量が最大となっている品目で調整を行う。
なお、特定乳製品向けのみを製造している場合はその中で数量が最大となっている品目で調整を行う。

[Ⅲ] 部分脱脂乳形態配乳実績表（脂肪率調整による部分脱脂乳形態からの配乳実績）

(単位：kg)

脂肪調整分仕向け生乳総量	部分脱脂乳生産量	その他部分脱脂乳量	当月分処理量	発酵乳等向け								備考
				発酵乳等向け	飲料乳	乳酸菌飲料	アイスクリーム類	無脂肪牛乳	成分調整牛乳	低脂肪牛乳	その他乳等食品	
C	(R)		(S)									
処理比率												
生乳処理量												

発酵乳等向け生乳処理量

$$[C - \{ [I] \text{の (B) 欄} \} \times 31.63 \times 1 / 2] \times \nu n$$

- (注) 1 本表は、生乳の脂肪率の調整のため一部の脂肪を除去した部分脱脂乳形態による配乳の実績を把握し、発酵乳等の品目(区分)ごとに部分脱脂乳形態で配乳を記入する。配乳された数量から生乳の数量を算出するためのものであり、Cは当該乳業工場における脂肪率調整抽出向けに配乳された生乳の数量の合計数量、(R)は、Cから生産された部分脱脂乳の数量、(S)は(R)と「その他部分脱脂乳量」の合計数量
- 2 「発酵乳等向け」の欄は、発酵乳等の品目(区分)に配分された部分脱脂乳量を製造日報又は伝票、月報等の製造関係の記録に基づいて記入する。
- 3 発酵乳等向け生乳処理量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出する。
- 4 配乳数量の検証上必要があれば、記入欄を適当に分割して使用する。

【指定乳業工場附属報告書】

○広域乳業工場集計表

○○乳業(株)△△地域指定乳業工場

1 一般搬入加工原料乳比率 r 及び用途別処理比率 r i の算出表（配乳実績総括表集計表）

(単位:kg)

乳業工場名	当月分 処理生乳数 量	加工原料乳数量												飲用牛乳 等向け生 乳数量	発酵乳等 向け生乳 数量	その他の品目 向け生乳数量
		脱脂粉乳・バター等向け生乳		チーズ向け生乳		液状乳製品向け生乳										
		うち製造特定 生乳数量	うち製造特定 生乳数量	うち製造特定 生乳数量	クリーム向け生乳		濃縮乳向け生乳		脱脂濃縮乳向け生乳							
					うち製造特定 生乳数量	うち製造特定 生乳数量	うち製造特定 生乳数量	うち製造特定 生乳数量								
指定乳業工場																
一般乳業工場																
合計	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)

一般搬入分加工原料乳比率 $r = \{(イ) - (ウ) + (エ) - (オ) + (カ) - (キ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分脱脂粉乳・バター等向け生乳処理比率 $r1 = \{(イ) - (ウ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分チーズ向け生乳処理比率 $r2 = \{(エ) - (オ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分液状乳製品向け生乳処理比率 $r3 = \{(カ) - (キ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分クリーム向け生乳処理比率 $r4 = \{(ク) - (ケ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分濃縮乳向け生乳処理比率 $r5 = \{(コ) - (サ)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 一般搬入分脱脂濃縮乳向け生乳処理比率 $r6 = \{(シ) - (ス)\} / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 飲用牛乳等向け生乳処理比率 $r7 = (セ) / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 発酵乳等向け生乳処理比率 $r8 = (ソ) / \{(ア) - (ウ) - (オ) - (キ)\}$
 その他の品目向け生乳処理比率 $r9 = 1 - (r1 + r2 + r3 + r7 + r8)$

2 他乳業工場搬入分加工原料乳数量及び用途別処理数量の算出表(生乳搬出入実績総括表集計)

(単位:kg)

搬入者名 (乳業工場名)			一般搬入分生乳数量								製造特定生乳数量								他乳業工場搬入分												
			うち加工原料乳数量																加工原料乳数量						飲用牛乳等 向け生乳数量	発酵乳等 向け生乳数量	その他の品目 向け生乳数量				
											①	②=①×r	うち脱脂粉乳・ バター等向け 生乳	うちチーズ向け 生乳	うち液状乳製品向け生乳			⑨	⑩	⑪	うち液状乳製品向け生乳			うち脱脂粉乳・ バター等向け 生乳				うちチーズ向け 生乳	うち液状乳製品向け生乳		
			③=①×r1	④=①×r2	⑤=①×r3	⑥=①×r4	⑦=①×r5	⑧=①×r6	⑫	⑬			⑭	うちクリーム 向け生乳	うち濃縮乳向け 生乳	うち脱脂濃縮 乳向け生乳	うちクリーム 向け生乳				うち濃縮乳向け 生乳	うち脱脂濃縮 乳向け生乳									
同一乳業者	〇〇地域																														
		広域乳業工場計																													
	〇〇地域																														
		広域乳業工場計																													
他乳業者	〇〇地域																														
		広域乳業工場計																													
	単独工場																														
合計																															

3 交付対象事業者搬入分加工原料乳数量及び用途別処理数量の算出表（生乳搬出入実績総括表集計）

（その1）

（単位：kg）

乳業工場	一般搬入分生乳数量		他乳業工場搬出分 生乳数量
	交付対象事業者分	その他（交付対象事業者以外）分	
指定乳業工場			
一般乳業工場			
合計	(チ)	(ツ)	(テ)

$$(ト) = \{ (チ) + (ツ) - (テ) \} / \{ (チ) + (ツ) \}$$

(その2)

(単位:kg)

		搬入者名(交付対象事業者名)				
一般搬入分生乳数量	A					
製造特定生乳数量(脱脂粉乳・バター等向け生乳分)	B					
製造特定生乳数量(チーズ向け生乳分)	C					
製造特定生乳数量(液状乳製品向け生乳分)	D					
うち製造特定生乳数量(クリーム向け生乳分)	D1					
うち製造特定生乳数量(濃縮乳向け生乳分)	D2					
うち製造特定生乳数量(脱脂濃縮乳向け生乳分)	D3					
処理加工した生乳中の加工原料乳数量	$E1=A \times (\text{ト}) \times r + B + C + D$					
他工場へ搬出した生乳中の加工原料乳数量	$E2=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$E3=E1+E2$					
処理加工した生乳中の脱脂粉乳・バター等向け生乳数量	$F1=A \times (\text{ト}) \times r1 + B$					
他工場へ搬出した生乳中の脱脂粉乳・バター等向け生乳数量	$F2=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$F3=F1+F2$					
処理加工した生乳中のチーズ向け生乳数量	$G1=A \times (\text{ト}) \times r2 + C$					
他工場へ搬出した生乳中のチーズ向け生乳数量	$G2=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$G3=G1+G2$					
処理加工した生乳中の液状乳製品向け生乳数量	$H1=A \times (\text{ト}) \times r3 + D$					
他工場へ搬出した生乳中の液状乳製品向け生乳数量	$H2=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$H3=H1+H2$					
うち処理加工した生乳中のクリーム向け生乳数量	$H4=A \times (\text{ト}) \times r4 + D1$					
他工場へ搬出した生乳中のクリーム向け生乳数量	$H5=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$H6=H4+H5$					
うち処理加工した生乳中の濃縮乳向け生乳数量	$H7=A \times (\text{ト}) \times r5 + D2$					
他工場へ搬出した生乳中の濃縮乳向け生乳数量	$H8=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$H9=H7+H8$					
うち処理加工した生乳中の脱脂濃縮乳向け生乳数量	$H10=A \times (\text{ト}) \times r6 + D3$					
他工場へ搬出した生乳中の脱脂濃縮乳向け生乳数量	$H11=X \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$H12=H10+H11$					
処理加工した生乳中の飲用牛乳等向け生乳数量	$I1=A \times (\text{ト}) \times r7$					
他工場へ搬出した生乳中の飲用牛乳等向け生乳数量	$I2=Y \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$I3=I1+I2$					
処理加工した生乳中の発酵乳等向け生乳数量	$J1=A \times (\text{ト}) \times r8$					
他工場へ搬出した生乳中の発酵乳等向け生乳数量	$J2=Y \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$J3=J1+J2$					
処理加工した生乳中のその他の品目向け生乳数量	$K1=A \times (\text{ト}) \times r9$					
他工場へ搬出した生乳中のその他の品目向け生乳数量	$K2=Y \times A / \{(\text{チ}) + (\text{ツ}) \}$					
合計	$K3=K1+K2$					

(注):Xは当該広域乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る加工原料乳の数量

Yは当該広域乳業工場から他の乳業工場に搬出された生乳に係る各用途別処理数量ごとの合計数量

第4表 特定乳製品等製造数量総括表

(単位:kg又はℓ)

品目	生産数量					摘要
	合計	製造特定生乳分			製造特定生乳以外分 (一般搬入分)	
		脱脂粉乳・バター等向け生乳	チーズ向け生乳	液状乳製品向け生乳		
バター						
業務用	バラ					
	その他					
	家庭用					
脱脂粉乳						
全脂加糖れん乳						
脱脂加糖れん乳						
全粉乳						
加糖粉乳						
全脂無糖れん乳						
農家還元脱脂乳						
ナチュラルチーズ(ハード)						
ナチュラルチーズ(ソフト)						
クリーム						
濃縮乳						
脱脂濃縮乳						
牛乳						
学校給食用牛乳						
加工乳						
発酵乳						
乳飲料						
乳酸菌飲料						
アイスクリーム類						
無脂肪牛乳						
成分調整牛乳						
低脂肪牛乳						
その他乳等食品						
その他の品目						

注;その他の品目については、摘要欄に具体的な品目を記入する。

加工原料乳数量等内訳報告書の記入注意

1 第1表 生乳搬出入実績日計表の記入注意

- (1) 本表は、当該乳業工場における生乳の搬出入の日計表で様式第1号第1表の内訳を示すものであり、受乳配乳日報(伝票)、送乳日報(伝票)等に基づいて作成する。
ただし、本表は様式第1号第1表の内訳を示す表であるから、当該乳業工場で使用している受乳配乳日報の写し又は様式第1号第1表を日ごとに作成したもので代えることができる。
- (2) 一般とは様式第1号第1表の一般搬出入分生乳である。
- (3) 特定とは様式第1号第1表の製造特定生乳である。
- (4) 買入及び売却とは、様式第1号第1表の乳業者間買分生乳及び乳業者間売分生乳である。

2 第2表 配乳実績日計表の記入注意

本表は、当該乳業工場において生乳のまま配乳されたものについての日計表であって、様式第1号第2表の内訳を示すものであり、特定乳製品(品目別)向け、乳製品等(品目別)向け及び分離まわしに分けて、配乳日報(伝票)、製造日報(伝票)等に基づいて作成する。

脂肪調整(三元分離器による)による抽出生クリーム及び部分脱脂乳は、生乳に換算せずその生産量をそのまま計上する。
ただし、本表は様式第1号第2表の内訳を示す表であるから、当該乳業工場で使用している製造日報、分離日報等の写し又は様式第1号第2表を日ごとに作成したもので代えることができる。

3 第3表 生乳用途別買入数量表の記入注意

- (1) 本表は、加工原料乳生産者経営安定対策事業等の事業の円滑な実施を図るとともに、交付対象事業者との用途に応じた区分ごとの生乳の取引数量を把握するために行うものであり、生乳取引に係る乳代精算書等の記録に基づき交付対象事業者ごとに記入する。
- (2) 加工原料乳の数量は、都道府県知事から通知を受けた加工原料乳数量通知書(様式第8号)の写しに記載されている加工原料乳の数量を記入する。
- (3) 数量は一般取引分(入札取引分以外)と入札取引分とを分けて記入する。

4 第4表 生乳用途別買入価格表の記入注意

- (1) 本表は、加工原料乳生産者経営安定対策事業等の事業の円滑な実施を図るとともに、交付対象事業者との用途に応じた区分ごとの生乳の取引価格を把握するために行うものであり、生乳取引に係る乳代精算書等の記録に基づき交付対象事業者ごとに記入する。
- (2) 平均の欄には、交付対象事業者ごとの生乳の買入価格の加重平均を記入する。
- (3) 総平均の欄には、用途に応じた区分ごとの生乳の買入価格の加重平均を記入する。
- (4) 価格は一般取引分（入札取引分以外）と入札取引分とを分けて記入する。

(様式第2号)

令和〇〇年〇〇月 加工原料乳数量等内訳報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿

〇〇乳業株式会社 △△乳業工場
工場長 □□ □□

令和〇〇年〇〇月中に当工場において処理、加工した生乳等の内訳について、生乳搬出入実績日計表、配乳実績日計表、生乳用途別買入数量表及び生乳用途別買入価格表により報告します。

第1表 生乳搬出入実績日計表

(単位:kg)

	搬入者別搬入数量																				搬出先乳業工場別搬出生乳数量								
	交付対象事業者分						その他(交付対象事業者以外)分				他の乳業工場分										合計							合計	
	一般	特定	一般	特定	一般	特定	一般	特定	一般	特定	一般	特定	買入	一般	特定	買入	一般	特定	買入	一般		特定	売却	一般	特定	売却			
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
29																													
30																													
31																													
合計																													

第2表 配乳実績日計表

(単位:kg)

	特定乳製品向け									特定乳製品向け以外					分離 まわし	減耗	その他	合計	脂肪調 整抽出 生クリー ム生産 量	脂肪調 整部分 脱脂乳 生産量	備考
	脱脂粉乳・バター等向け					チーズ向け			液状乳製品向け	牛乳	学校給 食用牛 乳	加工乳	発酵乳	小計							
	全脂加糖 れん乳	全粉乳	加糖粉乳	全脂無糖 れん乳	小計	ナチュラ ルチーズ (ハード)	ナチュラ ルチーズ (ソフト)	小計	濃縮乳												
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
29																					
30																					
31																					
合計																					

第3表 生乳用途別買入数量表

交付対象事業者名	加工原料乳																	飲用牛乳等向け				発酵乳等向け			合計	備考						
	脱脂粉乳・バター等向け	チーズ向け						小計 (チーズ向け)	液状乳製品向け									小計 (液状乳製品向け)	小計 (加工原料乳)	牛乳	学校給食用牛乳	加工乳	小計	小計								
		ハード			ソフト				クリーム向け			濃縮乳向け			脱脂濃縮乳向け																	
		うち一般取引	うち入札取引		うち一般取引	うち入札取引			うち一般取引	うち入札取引		うち一般取引	うち入札取引		うち一般取引	うち入札取引		うち一般取引									うち入札取引					

(注) 1 直接、全国連再委託等の区分を備考欄に記入すること。
2 発酵乳等向けについて、更に区分けして取引している場合は、区分けして記入すること。

第4表 生乳用途別買入価格表

(単位:円/kg)																												
交付対象事業者名	加工原料乳																	飲用牛乳等向け				発酵乳等向け			平均	備考		
	脱脂粉乳・バター等向け	チーズ向け						平均 (チーズ向け)	液状乳製品向け									平均 (液状乳製品向け)	平均 (加工原料乳)	牛乳	学校給 食用牛 乳	加工乳	平均					平均
		ハード		ソフト					クリーム向け			濃縮乳向け			脱脂濃縮乳向け													
		うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引		うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引	うち 一般取引	うち 入札取引										

(注) 1 直接、全国連再委託等の区分を備考欄に記入すること。
2 発酵乳等向けについて、更に区分けして取引している場合は、区分けして記入すること。
3 消費税抜き価格を記入すること。
4 平均及び総平均は加重平均価格を記入すること。

加工原料乳数量等報告書の記入注意

1 全般的注意

- (1) 生乳の数量は、各表中に特段の指示のない限り、規格乳の数量のみを記入する。
- (2) 加工原料乳とは、畜産経営の安定に関する法律第2条第2項の加工原料乳であり、特定乳製品とは法第5条第1項の特定乳製品すなわち、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖れん乳、脱脂乳、ナチュラルチーズ、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳であり、全脂無糖れん乳については、缶に密封し、かつ、滅菌したものに限られ、脱脂乳は、子牛の飼養の用に供されるものとして乳業者が交付対象事業者の対象事業に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法により取引されるもの（加工原料乳数量認定等事務実施要領（以下「認定要領」という。）の「農家還元脱脂乳」をいう。）に限られる。
- (3) 飲用牛乳等とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）第2条第3項及び第11項に規定する牛乳及び加工乳のうち生乳を原料とするものをいう。
- (4) 発酵乳等とは、乳等省令第2条第8項、第9項、第10項、第20項及び第39項から第41項までに規定する発酵乳、乳飲料、乳酸菌飲料、アイスクリーム類、無脂肪牛乳及び成分調整牛乳並びに低脂肪牛乳のうち生乳を原料とするもの並びに菓子類及び氷菓をいう。
- (5) クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳とは、それぞれ、乳等省令第2条第13項、第24項及び第25項に規定するもののうち生乳を原料とするものをいう。
- (6) その他の品目とは、(2) から (5) 以外のものであって生乳を原料とするものをいう。
- (7) 生乳及び乳製品等の数量は、kgまで記入し、1 kg未満の数量は切り捨てるものとする。
- (8) 各種比率を記入し、又はこれを用いて他の数量を算出する場合には、小数点以下による比率を用いるのではなく、分数により記入し、又は用いるものとする。
- (9) 本報告書の作成提出期限は、翌月8日までとされているが、これは遅くとも8日には都道府県に必着のことという意味であるから、郵送日数も考慮し、期日以前に到着するよう出来るだけ早く作成、提出することが必要である。
また、都道府県知事が8日までに必着し難いと認める場合には、まずFAX等により8日までに送信し、その後速やかに

郵送等により報告しなければならない。

2 第1表 生乳搬出入実績総括表の記入注意

- (1) 本表は、生乳受払日報若しくは伝票又は月報等の生乳搬出入関係の記録に基づき記入する。繰越の関係については、配乳月報等の配乳関係の記録に基づいて記入する。
- (2) 地域区分は、平成29年12月14日農林水産省告示第2080号（畜産経営の安定に関する法律施行令第6条の規定に基づき、農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域を定める件）によるものとし、他の地域の場合は当該他の地域ブロック名を記入する。
- (3) 「第1号対象事業者から第3号対象事業者」の欄には、当工場に生乳を搬入した交付対象事業者の名称とそのそれぞれが搬入した生乳の数量を「一般搬入分生乳」、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」及び「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」とに区分して記入する。

第1号対象事業者及び第3号対象事業者が自ら所有する施設で乳製品を製造する場合、自ら搬入した生乳が他の生乳と合乳される場合は、一般搬入分生乳とする。一方、他の生乳と合乳せずに特定乳製品を製造する場合は製造特定生乳とする。
- (4) 「その他（交付対象事業者以外）分合計」の欄には、交付対象事業者以外が搬入した生乳の数量を一括して「一般搬入分生乳」と「製造特定生乳」とに区分して記入する。
- (5) 「他乳業工場」の欄には、当工場に生乳を搬入した他の乳業工場（当工場と同一の乳業者の乳業工場も含む。）の名称とそれぞれが搬入した生乳の数量を「一般搬入分生乳」、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」、「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」及び「乳業者間買分生乳」とに区分して記入する。
- (6) 「同一乳業者」の欄には、出資等により設立された系列会社を含まない。
- (7) 「2 搬出実績表」の「他乳業者」の欄には、当工場から生乳を搬出した先の他の乳業工場の名称と、それぞれに搬出した生乳の数量を「一般搬出分生乳」、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」、「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」及び「乳業者間売分生乳」とに区分して記入する。
- (8) 「一般搬入分生乳」の欄には、「交付対象事業者」及び「その他（交付対象事業者以外）分合計」の場合は搬入した生乳のうち、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」及び「製造特定生乳

（液状乳製品向け生乳）」を除いたものの数量を記入し、「他乳業工場」の場合は搬入した生乳のうち、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」、「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」及び「乳業者間買分生乳」を除いたものの数量を記入する。

(9)「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」及び「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」の欄には、記録上、搬入された時点において、特定乳製品の製造のために搬入されたことが明らかである生乳についてのみ、搬入者ごとに、委託内容等に応じた生乳の数量又は生乳換算した数量を記入する。

(10)「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」及び「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」に係る特定乳製品の品目については、備考欄に記入する。一つの交付対象事業者等が2以上の品目の特定乳製品に係る製造特定分生乳を搬入しているときは、その品目ごとの数量を明らかにして記載するものとする。

(11)「2 搬出実績表」の「一般搬出分生乳」、「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」及び「製造特定生乳（液状乳製品向け生乳）」についても、(8)から(10)までに述べたところと同じである。

(12)交付対象事業者が、全国の区域をその地区とする農業協同組合連合会等交付対象事業者以外の者に委託して販売した生乳は、当該交付対象事業者が搬入したものとして記入し、備考にその旨記載すること。

3 第2表 配乳実績総括表の記入注意

(1)「無脂肪牛乳」、「成分調整牛乳」「低脂肪牛乳」、「クリーム」、「脱脂濃縮乳」及び「濃縮乳」は、無脂肪牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、クリーム、脱脂濃縮乳又は濃縮乳として出荷されるもののみをいうことから、これら乳製品に配乳される生乳の数量のみを該当する欄に記入するものとする。

(2)「減耗」の欄には、搬入後配乳までの間の減耗数量を一括して記入する。

(3)製品として販売されない自家消費又は社内試用等のために配乳される生乳数量は「その他の品目」の欄に記入するものとする。

(4)「生乳直接配乳数量」の欄は、配乳日報若しくは伝票又は月報等配乳、製造関係の記録により記入する。

(5)「分離まわし生乳配乳数量」の欄の合計の欄（㉓及び㉔）には、配乳、製造関係の記録により分離にまわされた生乳の総数量に1／2を乗じて得た数量を記入し、「加工原料乳」等の欄は、第3表の附表〔Ⅰ〕の「加工原料乳処理量又は用途別処理量」の「分離分」の欄の数量及び附表〔Ⅱ〕の「加工原料乳処理量又は用途別処理量」の欄の数量により記入する。

- (6)「脂肪率調整抽出による配乳数量」の「生クリーム形態」の合計の欄(②⑤)には、第3表の附表〔Ⅰ〕の「脂肪率調整相当生乳量」の欄の数量に1／2を乗じて得た数量を記入し、「加工原料乳」等の欄は、第3表の附表〔Ⅰ〕の「加工原料乳処理量又は用途別処理量」の「脂肪率調整分」の欄の数量により記入する。
- (7)「脂肪率調整抽出による配乳数量」の「部分脱脂乳形態」の合計の欄(②⑥)には、配乳、製造関係の記録により脂肪率調整抽出にまわされた生乳の総数量から②⑤を控除した数量を記入し、「発酵乳等」の欄は、第3表の附表〔Ⅲ〕の「発酵乳等向け生乳処理量」の欄の数量により記入する。
- (8)「製造特定生乳分」は、各品目ごとに、原則として、第1表の「製造特定生乳」の数量を記入するが、その数量が、この表の品目ごとの「合計配乳数量」の「合計」の数量を上回るときは、この「合計」の数量をそのまま「製造特定生乳分」の数量として記入する。したがってこのような場合には、第1表の(L1、L2及びL6)欄の数量とこの表の(②、⑤及び①⑦)欄の数量とは一致しない。
- (9)「一般搬入生乳分」の欄には、「合計」欄の数量から、「製造特定生乳分」欄の数量を控除した数量を記入する。
- (10) ②⑦の欄の数量は、第1表の「当月分処理生乳数量」(V)の欄の数量と一致することとなる。
- (11)「一般搬入分加工原料乳比率又は用途別処理比率」については、単独乳業工場のみ算出し記載する。

4 第3表 配乳実績総括表附表の記入注意

- (1)本表は〔Ⅰ〕が生クリームの使用配分の実績を把握するとともにそれに基づいて特定乳製品及び乳製品等の品目ごとに生クリームの形態で配乳された生乳の数量を算出するためのものであり、〔Ⅱ〕は脱脂乳の配乳の実績を把握するとともにそれに基づいて特定乳製品及び乳製品等の品目ごとに脱脂乳形態で配乳された生乳の数量を算出するためのものであり、いずれも、分離関係の日報若しくは伝票又は月報及びバター、脱脂粉乳等の製造日報若しくは伝票又は月報等の分離関係及び製造関係の記録に基づいて記入する。
- (2)「分離まわし生乳総量」は第2表の「分離まわし生乳配乳数量」の合計の②③及び②④の欄の数量を合計した数量と同じものを用いることとなる。したがって、規格乳で分離にまわされた生乳の数量である。
- (3)〔Ⅰ〕では生クリームは脂肪量に換算して記入することとしているが、当工場で使用される生クリームの脂肪率が一定である場合は、生クリームの実重量で記入してもよい。この場合〔Ⅰ〕の「(脂肪量)」は抹消しておくこと。
- (4)「分離による生クリーム生産量」(A)欄は、規格乳で分離にまわされたもの、すなわち第2表の②③欄に記入された数量の

生乳から生産された生クリームの数量を記入する。

- (5)「脂肪率調整による抽出生クリーム生産量」(B)欄は、三元分離器(スタンダーダイザー)により、生乳の脂肪調整のため一部の脂肪を抽出して生産した生クリームの数量を記入する。
- (6)「その他生クリーム量」の欄は、規格乳以外の生乳の分離により生産された生クリーム、生クリームの形態で他の乳業工場から搬入されたもの等数量認定等の対象外となるものの合計数量を記入する。
- (7)〔Ⅰ〕の「当月分処理量」は、(4)、(5)及び(6)の合計数量を記入する。
- (8)〔Ⅰ〕の(D₁)(D₂)・・・の欄には、脱脂粉乳・バター等に配乳されたすべての生クリームの数量を、(E₁)・・・の欄には、ナチュラルチーズに配乳されたすべての生クリームの数量を、(G)の欄には、加工乳に配乳されたすべての生クリームの数量を、(H₁)(H₂)・・・の欄には、発酵乳等に配乳されたすべての生クリームの数量を、(I)の欄には、その他の品目に配乳されたすべての生クリームの数量をそれぞれ記入し、(F)の欄には残余のすべての生クリームの数量を記入する。したがってこれらの合計数量は、(C)の数量と一致する。なお、欄が不足する場合は欄を適当に分割して使用する。
- (9)〔Ⅱ〕では、脱脂乳は、実重量で記入する。
- (10)「分離による脱脂乳生産量」(J)欄は、規格乳で分離にまわされたもの、すなわち第2表の②欄に記入された数量の生乳から生産された脱脂乳の数量を記入する。
- (11)「その他脱脂乳量」は、他の乳業工場から搬入された脱脂乳の数量を記入する。規格乳以外の生乳から分離された脱脂乳は含まない。
- (12)〔Ⅱ〕の「当月分処理量」は、(10)及び(11)の合計数量を記入する。
- (13)(L₁)(L₂)・・・の欄には、脱脂粉乳・バター等に配乳された当月分処理脱脂乳の数量を、(M₁)・・・の欄には、ナチュラルチーズに配乳された当月分処理脱脂乳の数量を、(N₁)(N₂)の欄には、濃縮乳及び脱脂濃縮乳に配乳された当月分処理脱脂乳の数量を、(O)の欄には、加工乳に配乳された当月分処理脱脂乳の数量を、(P₂)(P₃)・・・の欄には、発酵乳等に配乳された当月分処理脱脂乳の数量を、(Q)の欄には、その他の品目に配乳された当月分処理脱脂乳の数量をそれぞれ記入し、(P₁)の欄には残余の当月分処理脱脂乳の数量を記入する。したがってこれらの合計数量は、(K)の当月分処理量の数量と一致する。なお、欄が不足する場合は欄を適当に分割して使用する。
- (14)「加工原料乳処理比率又は用途別処理比率」は、特定乳製品又は乳製品等の製造のために配乳された生クリーム又は脱脂乳のうち、数量の認定又は確認の対象となるものに対応する生乳の数量を特定乳製品又は乳製品等の品目ごとに算出するた

めの比率である。その算出の過程は次のとおりである。

$$(ア) \text{ 分離による生クリーム生産量の比率 } \alpha_i = \frac{\text{当該品目向け配乳量 (D}_i\text{)} \times \frac{\text{分離による生クリーム生産量 (A)}}{\text{当月分処理量 (C)}}}{\text{分離による生クリーム生産量 (A)}} = \frac{(D_i)}{(C)}$$

ただし、 i は品目を示す。バターの場合は $\alpha_1 = \frac{(D_1)}{(C)}$ となる。

$$(イ) \text{ 脂肪率調整による抽出生クリーム生産量の比率 } = \frac{\text{当該品目向け配乳量 (D}_i\text{)} \times \frac{\text{脂肪率調整による抽出生クリーム生産量 (B)}}{\text{当月分処理量 (C)}}}{\text{脂肪率調整による抽出生クリーム生産量 (B)}} = \frac{(D_i)}{(C)}$$

このように分離による生クリーム生産量の比率 α_i と同一の値となることから、脂肪率調整による抽出生クリーム生産量の比率も α_i を用いることとする。

$$(ウ) \text{ 分離による脱脂乳生産量の比率 } \eta_i = \frac{\text{当該品目向け配乳量 (L}_i\text{)} \times \frac{\text{分離による脱脂乳生産量 (J)}}{\text{当月分処理量 (K)}}}{\text{分離による生クリーム生産量 (J)}} = \frac{(L_i)}{(K)}$$

ただし、 i は品目を示す。バターの場合は $\eta_1 = \frac{(L_1)}{(K)}$ となる。

(15) (14)で算出された各比率を用いて、次のように「加工原料乳処理量又は用途別処理量」を算出する。

(ア)分離による生クリーム生産量分(〔I〕の「分離分」)＝分離まわし生乳総量(a)× α_i ×1／2

(イ)脂肪率調整による抽出生クリーム生産量分(〔I〕の「脂肪率調整分」)＝脂肪率調整相当生乳量× α_i ×1／2
＝脂肪率調整による抽出生クリーム生産量(B)×31.63× α_i ×1／2

ただし、生クリームの実重量により記入した場合には、本要領の特定乳製品等原単位表の生クリームの生乳換算率を用いる。

(ウ)分離による脱脂乳生産量分(〔Ⅱ〕の「加工原料乳処理量」)＝分離まわし生乳総量(a)× η_i ×1/2

5 第4表 特定乳製品等製造数量総括表の記入注意

本表は特定乳製品等の製造量の月計量であって、品目別に製造特定生乳分とそれ以外(一般搬入分)とに分けて製造月報等に基づいて作成する。ただし、本表は第2表の配乳実績を製品数量から原単位により原料生乳数量を逆算する方法により検証するためのものであるから摘要の欄はこの検証に当たって考慮することが必要と考えられる事項(例えば副材料の名称や認定等の対象外となる生乳から生産された数量等)を記入すること。

6 指定乳業工場附属報告書 広域乳業工場集計表の記入注意

本報告書は、広域乳業工場に属する乳業工場が各都道府県知事に報告する内容を基に、指定乳業工場が取りまとめるものとする。

それぞれの算出表の欄の記入要領は(1)から(3)のとおりであるが、端数処理及び計算処理方法については、①から③のとおりとする。

① 一般搬入分加工原料乳比率 r、一般搬入分脱脂粉乳・バター等向け生乳処理比率 r 1、一般搬入分チーズ向け生乳処理比率 r 2、一般搬入分液状乳製品向け生乳処理比率 r 3 及び用途別処理比率 r 4～r 9 については、1 全般的注意事項の(8)に基づき、分数を用いるものとする。

② 交付対象事業者ごとの算出において用いる割合(3の(その1)の(ト))については、小数による比率を用いるのではなく、分数を用いて計算するものとする。

③ 他の乳業工場ごと、交付対象事業者ごとに算出する生乳の数量は、小数点以下第1位を四捨五入してkg単位の数量を算出することとする。また、この際の計算の過程で算出される生乳の数量は、小数点以下四捨五入等の端数処理を行わず計算するものとする。

(1)一般搬入分加工原料乳比率 r、一般搬入分脱脂粉乳・バター等向け生乳処理比率 r 1、一般搬入分チーズ向け生乳処理比率 r 2、一般搬入分液状乳製品向け生乳処理比率 r 3 及び用途別処理比率 r 4～r 9 の算出表(配乳実績総括表集計)

本表は、広域乳業工場に搬入された生乳のうち、一般搬入分生乳に係る加工原料乳の比率及び用途別処理の比率を算出することになっているため、それぞれの乳業工場の配乳実績に基づき、次の要領により記入する

ア 「当月分処理生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の㉗の欄をそのまま用いる。このため、生乳搬出入実績総

括表の「当月分処理生乳数量」(V)の欄の数字と一致する。

イ 加工原料乳数量のうち「脱脂粉乳・バター等向け生乳」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の①の欄をそのまま用いる。

ウ 脱脂粉乳・バター等向け生乳のうち「製造特定生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間における脱脂粉乳・バター等向け生乳のうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の②の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間における脱脂粉乳・バター等向け生乳のうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の②の欄をそのまま用いる。

エ 加工原料乳数量のうち「チーズ向け生乳」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の④の欄をそのまま用いる。

オ チーズ向け生乳のうち「製造特定生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間におけるチーズ向け生乳のうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の⑤の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間におけるチーズ向け生乳のうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の⑤の欄をそのまま用いる。

カ 加工原料乳数量のうち「液状乳製品向け生乳」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑯の欄をそのまま用いる。

キ 液状乳製品向け生乳のうち「製造特定生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間における液状乳製品向け生乳のうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の⑰の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間における液状乳製品向け生乳のうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の⑰の欄をそのまま用いる。

ク 「クリーム向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑦の欄をそのまま用いる。

ケ クリーム向け生乳のうち「製造特定分生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間におけるクリーム向けのうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の⑧の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間におけるクリーム向けのうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の⑧の欄をそのまま用いる。

コ 「濃縮乳向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑩の欄をそのまま用いる。

サ 濃縮乳向け生乳のうち「製造特定生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間における濃縮乳向け生乳のうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の⑪の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間における濃縮乳向け生乳のうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の

⑪の欄をそのまま用いる。

シ 「脱脂濃縮乳向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑬の欄をそのまま用いる。

ス 脱脂濃縮乳向け生乳のうち「製造特定生乳数量」の欄は、広域乳業工場に属する乳業工場間における脱脂濃縮乳向け生乳のうち製造特定生乳がある場合には、当該生乳の合計数量を各乳業工場の配乳実績総括表の⑭の欄から控除して得た数量とし、広域乳業工場に属する乳業工場間における脱脂濃縮乳向け生乳のうち製造特定生乳がない場合には、各乳業工場の配乳実績総括表の⑭の欄をそのまま用いる。

セ 「飲用牛乳等向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑰の欄をそのまま用いる。

ソ 「発酵乳等向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の⑱の欄をそのまま用いる。

タ 「その他の品目向け生乳数量」の欄は、各乳業工場の配乳実績総括表の㉑の欄をそのまま用いる。

(2) 他乳業工場搬入分加工原料乳数量及び用途別処理数量の算出表(生乳搬出入実績総括表集計)

本表は、要領第5の1の(2)及び第7の1の(1)のイに規定する「他の乳業工場から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量」及び「他の乳業工場から搬入された生乳に係る用途別処理数量」を算出することとなっているため、生乳搬出入実績総括表に基づき、次の要領により記入する。

ア 集計の対象となる他の乳業工場は、広域乳業工場に属する乳業工場以外のすべての乳業工場とし、当該他の乳業工場が他の広域乳業工場に属する場合には、当該他の広域乳業工場ごとの加工原料乳数量及び用途別処理数量を算出し記入する。

この場合、各乳業工場ごとの加工原料乳の数量及び用途別処理数量は記入しない。

イ 「一般搬入分生乳数量」及び「製造特定生乳数量」の欄（「脱脂粉乳・バター等向け生乳」、「チーズ向け生乳」及び「液状乳製品向け生乳」の欄）は、生乳搬出入実績総括表の数字を記入する。ただし、配乳実績の把握により修正された場合には、その修正された数字を記入する。

(3) 交付対象事業者搬入分加工原料乳数量及び用途別処理数量の算出表(生乳搬出入実績総括表集計)

本表は、要領第5の1の(3)及び第7の1の(1)のウに規定する「交付対象事業者から搬入された生乳に係る加工原料乳の数量」及び「交付対象事業者から搬入された生乳に係る用途別処理数量」を算出することとなっているため、各乳業工場の生乳搬出入実績総括表に基づき、交付対象事業者ごとに集計し、次の要領により記入する。

ア その1

「一般搬入分生乳数量」の欄は、生乳搬出入実績総括表のA及びDの欄の数字を記入する。

「他工場搬出分生乳数量」の欄は、生乳搬出入実績総括表のRからR'を控除して得た数字を記入する。

イ その2

「製造特定生乳（脱脂粉乳・バター等向け生乳）」、「製造特定生乳（チーズ向け生乳）」、「製造特定分生乳（液状乳製品向け生乳）」及び「一般搬入分生乳数量」の欄は、生乳搬出入実績総括表の数字を集計して記入する。ただし、配乳実績の把握により修正された場合には、その修正された数字を記入する。

「他工場へ搬出した生乳中の加工原料乳数量（E 2）」、「他工場へ搬出した生乳中の脱脂粉乳・バター等向け生乳数量（F 2）」、「他工場へ搬出した生乳中のチーズ向け生乳数量（G 2）」、「他工場へ搬出した生乳中の液状乳製品向け生乳数量（H 2）」、「他工場へ搬出した生乳中のクリーム向け生乳数量（H 5）」、「他工場へ搬出した生乳中の濃縮乳向け生乳数量（H 8）」、「他工場へ搬出した生乳中の脱脂濃縮乳向け生乳数量（H 1 1）」及び「他工場へ搬出した生乳中の飲用牛乳等向け、発酵乳等向け及びその他の品目向け生乳数量」（I 2～K 2）の欄については、報告先の都道府県知事が記入するため空欄とする。

7 その他

認定要領に基づいて算出した数量について、例えば負の数になるなど不合理な点が生じる場合は、乳業工場は当該工場が所在する都道府県の畜産主務課に報告内容について個別に協議することができるものとする。また、当該都道府県は、個別に協議があった場合、その内容について、農林水産省牛乳乳製品課に報告するものとする。

(様式第3号)

令和〇〇年〇〇月 生乳販売事業等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿
又は 農 林 水 産 大 臣 殿

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名

令和〇〇年〇〇月分生乳販売事業について、次の第1表から第4表までにより報告します。

第1表 搬入先別搬入生乳数量

(単位：kg)

区分	搬入先		搬入生乳数量								備考	
	番号	工場(団体)名	一 般 搬入分	製造特定生乳分（脱・バ等向け）	製造特定生乳分（チーズ向け）	製造特定生乳分（液状乳製品向け）				合計		規格外
						クリーム向け	濃縮乳向け	脱脂濃縮乳向け	小計			
乳業工場												
合計												

注：脱脂粉乳・バター等向けを「脱・バ等向け」とする。

第2表 集乳数量

(単位:kg)

区分		搬入生乳量		備考
		規格乳	規格外	
集乳分 (認定計算対象)	会員搬入分			
	他の交付対象事業者からの 再委託・買取分			
	合計			

集乳分 (認定計算対象外)	合計			
------------------	----	--	--	--

※ 第2号、第3号対象事業者については、「会員搬入分」の区分に自ら生産し、乳業工場に搬入した生乳数量を記入する。

※ 交付対象事業者が集乳した生乳を「認定計算対象」と「認定計算対象外」の生乳に分けて報告すること。
「認定計算対象外」の生乳については、「生乳の販売(生乳から製造される乳製品の販売を含む。以下同じ。)を主たる目的として飼養される乳用牛の生乳」に該当しないものとする。例えば、試験研究、教育等、生乳の販売以外を主たる目的として飼養される乳用牛の生乳は、「生乳の販売を主たる目的として飼養される乳用牛の生乳」に該当しないため、認定計算対象外として扱うものとする。

※ 「認定計算対象」については、「他の交付対象事業者からの再委託・買取分」とそれ以外の「会員搬入分」を分けて報告すること。「他の交付対象事業者からの再委託・買取分」については、交付対象事業者ごとの内訳を記入すること。

第 3 表 搬入先別搬入生乳数量内訳表

(単位 : kg)

月日	直接出荷分						他対象事業者 再委託分	総計
						小計		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
29								
30								
31								
合計								

(注) 規格乳分は各日欄の下部に、規格外はその上部に () して記入すること。

第4表 農家還元脱脂乳取扱数量

(単位:kg)

購入先乳業工場名	取扱脱脂乳数量	備考
合計		

(様式第4号)

令和〇〇年〇〇月 生乳用途別販売数量等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿
又は 農 林 水 産 大 臣 殿

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名

令和〇〇年〇〇月分生乳用途別販売数量等について、次の第1表及び第2表により報告します。

表

都道府県知事	数量認定職員身分証明書	年 月 日 発行	年 月 日 生	第	氏 所 号 名 属	写真貼付

裏

この証明書を携帯する者は、畜産経営の安定に関する法律第二十九条の規定により立入検査を行う権限を有するものである。

畜産経営の安定に関する法律第二十九条の規定
(報告及び検査)

第二十九条 (略)

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは特定乳製品の生産者若しくは販売業者若しくは指定乳製品等の輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、生乳の処理若しくは加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(様式第6号)

令和〇〇年〇〇月 一般乳業工場分搬出入・配乳実績数量通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に当県（都道府）の区域内の一般乳業工場へ搬出入された生乳及び当該工場で処理・加工された生乳の数量を下記のとおり通知します。

記

- 1 乳業者名：
- 2 一般乳業工場名：
- 3 搬出入実績：
（生乳搬出入実績総括表 第1表－1～3）
- 4 配乳実績：
（第2表）

(様式第7号)

令和〇〇年〇〇月 加工原料乳数量乳業工場分通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に貴県（都道府）の区域内の乳業工場から当県（都道府）の区域内の乳業工場に搬入された生乳のうちの加工原料乳の数量を次表のとおり算出したので通知します。

(単位：kg)

搬入先 乳業工場名	搬出乳 工場名	搬入生 乳数量	製造特定生乳数量						一般搬入分 加工原料乳数量						合計加工原料乳数量					
			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳					
					うちク リーム向 け生乳	うち濃縮 乳向け生 乳	うち脱脂 濃縮乳向 け生乳			うちク リーム向 け生乳	うち濃縮 乳向け生 乳	うち脱脂 濃縮乳向 け生乳			うちク リーム向 け生乳	うち濃縮 乳向け生 乳	うち脱脂 濃縮乳向 け生乳			

注： 広域乳業工場から搬出された生乳又は広域乳業工場へ搬入された生乳のうちの加工原料乳の数量を通知する場合の乳業工場名の欄は、指定乳業工場名を記入すること。

(様式第8号)

令和〇〇年〇〇月 加工原料乳数量通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に（団体名等・代表者氏名）が取り扱った生乳の数量のうちの加工原料乳の搬入先乳業工場別の数量を次表のとおり算出したので通知します。

搬乳場	入業先 工場名	搬入 生乳量	製造特定生乳数量						一般搬入分 加工原料乳数量						合計加工原料乳数量					
			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳					
					うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			

注： 広域乳業工場へ搬入された生乳のうちの加工原料乳の数量を通知する場合の乳業工場名の欄は、指定乳業工場名を記入することとし、（ ）書きで搬入先乳業工場名を記入すること。
また、この場合における加工原料乳の数量は乳業工場ごとに算出しないため、一括して計上すること。

(様式第9号)

令和〇〇年〇〇月 加工原料乳数量交付対象事業者分通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿
又は 農 林 水 産 大 臣 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に法第5条第7項の規定による通知に係る交付対象事業者の行った対象事業における加工原料乳の搬入乳業工場別の数量を次表のとおり算出したので通知します。

(単位：kg)

搬入先 乳業工場	搬出先 交付対象事業者	搬入 乳量 数	製造特定生乳数量						一般搬入分 加工原料乳数量						合計加工原料乳数量					
			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳			脱脂粉乳・バター等 向け生乳	チーズ 向け生乳	液状乳製品向け生乳					
					うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			うちクリーム向け生乳	うち濃縮乳向け生乳	うち脱脂濃縮乳向け生乳			

注： 広域乳業工場へ搬入された生乳のうちの加工原料乳の数量を通知する場合の乳業工場名の欄は、指定乳業工場名を記入することとし、（ ）書きで搬入先乳業工場名を記入すること。
また、この場合における加工原料乳の数量は乳業工場ごとに算出しないため、一括して計上すること。

(様式第10号)

令和〇〇年〇〇月 月間認定対象数量通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に（団体名等・代表者氏名）が取り扱った生乳の数量のうち、畜産経営の安定に関する法律第7条第1項の都道府県知事又は農林水産大臣の認定の対象となる数量を次表のとおり算出したので通知します。

	認定対象数量	
	加工原料乳数量	
脱脂粉乳・バター等向け		
チーズ向け		
液状乳製品向け	うちクリーム向け	
	うち濃縮乳向け	
	うち脱脂濃縮乳向け	
備考		

(様式第11号)

令和〇〇年度第〇四半期 加工原料乳数量認定書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県（都 道 府）知 事

畜産経営の安定に関する法律施行令第5条第1項の規定により、（団体名等・代表者氏名）が令和〇〇年度第〇四半期において取り扱った生乳数量のうち、下記の数量を、畜産経営の安定に関する法律第7条第1項の都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量として認定します。

記

- 1 認定数量 kg
2 内訳

		認定数量
月分	脱脂粉乳・バター等向け	
	チーズ向け	
	液状乳製品向け	
	うちクリーム向け	
	うち濃縮乳向け	
	うち脱脂濃縮乳向け	
月分	脱脂粉乳・バター等向け	
	チーズ向け	
	液状乳製品向け	
	うちクリーム向け	
	うち濃縮乳向け	
	うち脱脂濃縮乳向け	
月分	脱脂粉乳・バター等向け	
	チーズ向け	
	液状乳製品向け	
	うちクリーム向け	
	うち濃縮乳向け	
	うち脱脂濃縮乳向け	
合計	脱脂粉乳・バター等向け	
	チーズ向け	
	液状乳製品向け	
	うちクリーム向け	
	うち濃縮乳向け	
	うち脱脂濃縮乳向け	

(様式第12号)

令和〇〇年〇〇月 用途別処理数量乳業工場分通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

県（都 道 府）知 事 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に貴県（都道府）の区域内の乳業工場から当県（都道府）の区域内の乳業工場に搬入された生乳のうちの用途別処理数量を次表のとおり算出したので通知します。

(単位：kg)

搬入先乳業工場名	搬出乳業工場名	搬入生乳数量	飲用牛乳等	発酵乳等	その他

注：広域乳業工場から搬出された生乳又は広域乳業工場へ搬出された生乳のうちの用途別処理数量を通知する場合の乳業工場名の欄は、指定乳業工場名を記入すること。

(様式第13号)

令和〇〇年〇〇月 用途別処理数量通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中に（団体名等・代表者氏名）が取り扱った生乳の数量のうち用途別処理数量の搬入先乳業工場別の数量を次表のとおり算出したので通知します。

(単位：kg)

搬入先乳業工場	搬入生乳数量	飲用牛乳等	発酵乳等	その他

注：広域乳業工場へ搬入された生乳のうちの用途別処理数量を通知する場合の乳業工場名の欄は、指定乳業工場名を記入することとし、()書きで搬入先乳業工場名を記入すること。
また、この場合における用途別処理数量は乳業工場ごとに算出しないため、一括して計上すること。

(様式第 1 4 号)

令和〇〇年〇〇月 用途別取引数量等通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県（都 道 府）知 事

令和〇〇年〇〇月中旬に（団体名等・代表者氏名）が取り扱った生乳のうちの用途別取引数量等の搬入先乳業工場別の取引数量等について、次表のとおり通知します。

1 用途別取引数量

搬入先乳業工場名	加工原料乳																飲用牛乳等向け				発酵乳等向け	合計
	脱脂粉乳・バター等向け生乳		チーズ向け生乳		液状乳製品向け生乳																	
					クリーム向け生乳				濃縮乳向け生乳		脱脂濃縮乳向け生乳		小計									
															うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	

2 用途別取引価格

搬入先乳業工場	加工原料乳																飲用牛乳等向け				発酵乳等向け	平均
	脱脂粉乳・バター等向け生乳		チーズ向け生乳		液状乳製品向け生乳																	
					クリーム向け生乳				濃縮乳向け生乳		脱脂濃縮乳向け生乳		平均		牛乳	学校給食用牛乳	加工乳	平均				
うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引	うち一般取引	うち入札取引									

注：広域乳業工場へ搬入された生乳のうちの用途別取引数量等を通知する場合の乳業工場の欄は、指定乳業工場名を記入することとし、（ ）書きで搬入乳業工場名を記入すること。

また、この場合における用途別取引数量等は乳業工場ごとに算出しないため、一括して計上すること。

発酵乳等向けについて、更に区分けて取引している場合は、区分けて記入すること。

(様式第15号)

令和〇〇年〇〇月 生乳用途別取引数量等確認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

都 道 府 県
団 体 名 等
代 表 者 氏 名 殿

県(都道府)知事

令和〇〇年〇〇月中に(団体名等・代表者氏名)が取り扱った生乳の数量のうち用途別取引数量等について、次表のとおり算出したので通知します。

用途区分	取引価格 (円/kg)	取引数量 (kg)	処理数量 (kg)	備考
加工原料乳				
脱脂粉乳・バター等向け				
うち一般取引				
うち入札取引				
チーズ向け				
うち一般取引				
うち入札取引				
液状乳製品向け				
うち一般取引				
うち入札取引				
クリーム向け生乳				
うち一般取引				
うち入札取引				
濃縮乳向け生乳				
うち一般取引				
うち入札取引				
脱脂濃縮乳向け生乳				
うち一般取引				
うち入札取引				
飲用牛乳等向け				
牛乳				
学乳給食用牛乳				
加工乳				
発酵乳等向け				
計(平均)				

注：発酵乳等向けについて、更に区分けして取引している場合は、区分けして記入すること。

(様式第16号)

乳 業 工 場 新 設 等 報 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

農林水産省生産局長 殿

県(都 道 府)知事

当県(都道府)の区域内に乳業工場の新設等が予定されているので、加工原料乳数量認定等事務実施要領(平成13年8月10日付け13生畜第2060号農林水産省生産局長通知)第8の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 新設等する乳業工場の概要

乳業者名	乳業工場名	所 在 地	操業開始 又は廃止の 予定時期	主な製造品目及び処理能力 (1/h、kg/h)			1日当たり 生乳処理量 (t)	備 考
				飲用牛乳	粉 乳	バター		

2 県(都道府)内乳業工場一覧表

乳業者名	乳業工場名	所 在 地	操業開始 又は廃止の 予定時期	主な製造品目及び処理能力 (1/h、kg/h)			1日当たり 生乳処理量 (t)	備 考
				飲用牛乳	粉 乳	バター		